

附属書四（第四章関係） 品目別原産地規則

第一節 解釈のための一般的注釈

この附属書に定める原産地規則の解釈上、

- (a) 特定の項又は号の産品について適用する品目別原産地規則又は一連の品目別原産地規則は、次節の表の上欄に掲げる項又は号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。
- (b) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。
- (c) 統一システムの第一類から第二四類までの産品について適用する規則中、重量とは、統一システムに別段の定めがある場合を除くほか、乾燥重量をいう。
- (d) 次の定義を適用する。

「部」とは、統一システムの部をいう。

「類」とは、統一システムの類をいう。

「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。

「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。

(e) この附属書における記載は、二千二年一月一日に改正された統一システムに従ったものである。

(f) 第六一類、第六二類又は第六三類に分類され、かつ、メキシコから日本国に輸出される産品であつて、次節に定める品目別原産地規則（当該産品について適用されるもの）を満たさないものについては、毎年、日本国に輸入されるそれらの産品の価額の総額（本船渡しの際により計算したものをいう。）が合計二億アメリカ合衆国ドル以内である限り、原産品とする。ただし、当該産品が次の(i)から(iii)までに規定するいずれかの品目別原産地規則をメキシコの区域内で満たし、かつ、第四章の他のすべての関連する要件を満たすことを条件とする。

(i) 第六一・〇一項から第六一・一七項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(ii) 第六二・〇一項から第六二・一七項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材料からの変更

(iii) 第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品については、当該各項の産品への他の類の材

料からの変更

(g) (f)の規定は、第十条に規定する統一規則に従って実施する。(f)の規定の適用上、メキシコは、(f)に規定する総額の割当ての実施及び管理を行う。両締約国は、いずれか一方の締約国の要請があつた場合には、当該割当ての実施及び管理に関連して生ずる問題を解決するため、できる限り速やかに協議する。

第二節 品目別原産地規則

第一部 動物（生きているものに限る。）及び動物性生産品（第一類から第五類まで）

第一類 動物（生きているものに限る。）

〇一・〇一―〇一・〇六

第〇一・〇一項から第〇一・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二類 肉及び食用のくず肉

〇二・〇一―〇二・一〇

第〇二・〇一項から第〇二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第一類の材料からの変更を除く。)

第三類 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物

〇三・〇一―〇三・〇七

第〇三・〇一項から第〇三・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四類 酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品

〇四・〇一―〇四・一〇

第〇四・〇一項から第〇四・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五類 動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）

〇五・〇一―〇五・一一

第〇五・〇一項から第〇五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二部 植物性生産品（第六類から第一四類まで）

注釈 一方又は双方の締約国の区域において栽培される農産品及び園芸産品は、種、りん茎、根

茎、挿穂、接ぎ穂その他の植物の生きている部分であつて第三国から輸入したものから栽培される場合においても、原産品とする。

第六類 生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉

〇六・〇一―〇六・〇四

第〇六・〇一項から第〇六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七類 食用の野菜、根及び塊茎

〇七・〇一―〇七・一四

第〇七・〇一項から第〇七・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第八類 食用の果実及びナツト、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮

〇八・〇一―〇八・一四

第〇八・〇一項から第〇八・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第九類 コーヒー、茶、マテ及び香辛料

〇九・〇一―〇九・一〇

第〇九・〇一項から第〇九・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一〇類 穀物

一〇・〇一―一〇・〇八

第一〇・〇一項から第一〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一類 穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン

一一・〇一―一一・〇九

第一一・〇一項から第一一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
(第一〇・〇五項の材料からの変更を除く。)

第一二類 採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物

一二・〇一―一二・一四

第一二・〇一項から第一二・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一三類 ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス

一三・〇一―一三・〇二

第一三・〇一項から第一三・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一四類 植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品

一四・〇一―一四・〇四

第一四・〇一項から第一四・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第三部 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう（第一五

類）

第一五類 動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう

一五・〇一―一五・一一

一五・一二

第一五・〇一項から第一五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一五・一二項のサフラワー油若しくはその分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）又は、

第一五・一二項の産品（サフラワー油及びその分別物（化学的な変性加工をしてない油及び分別物に限るものとし、精製してあるかないかを問わない。）を除く。）への他の類の材料からの変更

一五・一三―一五・一四

一五一五・一一―一五一五・四〇

第一五・一三項から第一五・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第一五一五・一一号から第一五一五・四〇号までの各号の産品への他の類の材料か

一五・一五・五〇―一五二五・九〇  
一五・一六一―一五・二二

らの変更

第一五・一五・五〇号から第一五二五・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第一二類の材料からの変更を除く。）

第一五・一六項から第一五・二二項までの各産品への他の類の材料からの変更

第四部 調製食料品、飲料、アルコール、食酢、たばこ及び製造たばこ代用品（第一六類から第二四類ま

で）

第一六類 肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品

一六・〇一―一六・〇二

第一六・〇一項から第一六・〇二項までの各産品への他の類の材料からの変更

一六・〇三

（第一類又は第二類の材料からの変更を除く。）

一六・〇四―一六・〇五

第一六・〇三項の産品への他の類の材料からの変更

一六・〇四―一六・〇五

第一六・〇四項から第一六・〇五項までの各産品への他の類の材料からの変更（第三類の材料からの変更を除く。）

第一七類 糖類及び砂糖菓子



一七・〇一	第一七・〇一 項の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・一一一―一七〇二・五〇	第一七〇二・一一一―一七〇二・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
一七〇二・六〇	第一七〇二・六〇号のりゅうぜつらん（アガヴェ・テキイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水への他の類の材料からの変更（第六類、第七類、第一一類、第二二類又は第一三類の材料からの変更を除く。）又は、第一七〇二・六〇号の産品（りゅうぜつらん（アガヴェ・テキイラナ及びアガヴェ・サルミアナ）の液汁、エキス又は濃縮物から得た果糖水を除く。）への他の類の材料からの変更
一七〇二・九〇	第一七〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更
一七・〇三一―一七・〇四	第一七・〇三―一七・〇四項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第一八類 ココア及びその調製品

一八・〇一一―一八・〇六	第一八・〇一―一八・〇六項までの各号の産品への他の類の材料からの変更
--------------	------------------------------------

第一九類 穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品

--	--

一九・〇一―一九・〇五

第一九・〇一項から第一九・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二〇類 野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品

注釈 この類の果実、ナット及び野菜の調製品であつて、単に冷凍したもの、水、塩水若しくは

天然のジュースの入った容器に単に詰めたもの（缶詰を含む。）又は乾燥し若しくは油に浸した状態で単にいったもの（冷凍し、容器に詰め又はいることに付随する加工を行つたものを含む。）は、生鮮の産品が一方又は双方の締約国の区域において完全に生産され又は得られるものである場合に限り、原産品とする。

二〇・〇一―二〇・〇六

第二〇・〇一項から第二〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）

二〇・〇七―二〇・〇八

第二〇・〇七項から第二〇・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

（第八類の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・一一―二〇〇九・三九

第二〇〇九・一一号から第二〇〇九・三九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

（第八・〇五項の材料からの変更を除く。）

二〇〇九・四一―二〇〇九・四九

第二〇〇九・四一号から第二〇〇九・四九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第二二類 各種の調製食料品

<p>二〇〇九・五〇 二〇〇九・六一―二〇〇九・六九 二〇〇九・七一―二〇〇九・七九 二〇〇九・八〇―二〇〇九・九〇</p>	<p>らの変更（第〇八・〇四項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・五〇号の産品への他の類の材料からの変更（第〇七・〇二項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・六一号から第二〇〇九・六九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇六項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・七一号から第二〇〇九・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第〇八・〇八項の材料からの変更を除く。） 第二〇〇九・八〇号から第二〇〇九・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第八類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二一・〇一 二一・〇二 二一・〇三―二一・〇四 二一・〇五</p>	<p>第二一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（非原産材料である第九類のコーヒーの重量が産品の重量の十パーセント以下である場合に限る。） 第二一・〇二項の産品への他の類の材料からの変更 第二一・〇三項から第二一・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第七類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） 第二一・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。）</p>

第二二類 飲料、アルコール及び食酢

<p>二二〇六・一〇 二二〇六・九〇</p>	<p>第二一〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。） 第二一〇六・九〇号の海草の調製品への他の類の材料からの変更（第二一・一二項の材料からの変更を除く。）又は、 第二一〇六・九〇号のその他の産品（海草の調製品を除く。）への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類又は第一九類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>二二一・〇一 二二〇二・一〇 二二〇二・九〇 二二一・〇三 二二一・〇四―二二一・〇六 二二一・〇七 二二〇八・二〇―二二〇八・六〇</p>	<p>第二二一・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇二・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第四類、第一七類、第一九類、第二〇類又は第二一類の材料からの変更を除く。） 第二二一・〇三項の産品への他の類の材料からの変更 第二二一・〇四項から第二二一・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。） 第二二一・〇七項の産品への他の類の材料からの変更 第二二〇八・二〇号から第二二〇八・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二二一・〇七項の材料からの変更を除く。）</p>

二二〇八・七〇

第二二〇八・七〇号の産品への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第二二〇八・七〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

二二〇八・九〇

第二二〇八・九〇号の合成清酒若しくはみりんへの他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、

第二二〇八・九〇号の飲料（果汁をもととしたものであつて、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）への他の類の材料からの変更（第八類又は第二〇類の材料からの変更を除く。）又は、

第二二〇八・九〇号のその他の産品（合成清酒、みりん及び飲料（果汁をもととしたものであつて、アルコール分が一パーセント未満のものに限る。）を除く。）への他の項の材料からの変更（第二二・〇七項の材料からの変更を除く。）

二二・〇九

第二二・〇九項の産品への他の類の材料からの変更

### 第二三類 食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料

二三・〇一―二三・〇八

第二三・〇一項から第二三・〇八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

二三・〇九

第二三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセ

ント以上であること。

第二四類 たばこ及び製造たばこ代用品

二四・〇一 二四〇二・一〇	第二四・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 第二四〇二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇二・二〇 二四〇二・九〇	第二四〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更 第二四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇三・一〇	第二四〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（非原産材料である第二四・〇一項のたばこ（製造たばこを除く。）又はくずたばこの含有量が産品の全重量の三十パーセント以下である場合に限る。）
二四〇三・九一―二四〇三・九九	第二四〇三・九一―二四〇三・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第五部 鉱物性生産品（第二五類から第二七類まで）

第二五類 塩、硫黄、土石類、プラスチック、石灰及びセメント

二五・〇一―二五・三〇

第二五・〇一項から第二五・三〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二六類 鉱石、スラグ及び灰

二六・〇一―二六・二二

第二六・〇一項から第二六・二二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第二七類 鉱物性燃料及び鉱物油並びにこれらの蒸留物、歴青物質並びに鉱物性ろう

二七・〇一―二七・〇三

第二七・〇一項から第二七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

二七・〇四

第二七・〇四項の産品への他の項の材料からの変更

二七・〇五―二七・〇九

第二七・〇五項から第二七・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

二七・一〇―二七・一五

第二七・一〇項から第二七・一五項までの各項の産品への第二七・一〇項から第二

七・一五項まで以外の項の材料からの変更

二七・一六

第二七・一六項の産品への他の項の材料からの変更

第六部 化学工業（類似の工業を含む。）の生産品（第二八類から第三八類まで）

第二八類 無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

<p>二八〇一・一〇一―二八〇一・三〇</p>	<p>第二八〇一・一〇号から第二八〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
<p>二八・〇二―二八・〇三</p>	<p>第二八・〇二項から第二八・〇三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>二八〇四・一〇一―二八〇四・五〇</p>	<p>第二八〇四・一〇号から第二八〇四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
<p>二八〇四・六一―二八〇四・六九</p>	<p>第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの各号の産品への第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までの以外の号の材料からの変更又は、</p>
<p>二八〇四・七〇―二八〇四・九〇</p>	<p>第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更に加えて、第二八〇四・六一号から第二八〇四・六九号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>



二八〇五・一一―二八〇五・一二

二八〇五・一九

二八〇五・三〇―二八〇五・四〇

二八〇六・一〇

二八〇六・二〇

二八・〇七―二八・〇八

二八〇九・一〇―二八一四・二〇

二八一五・一一―二八一五・一二

号の材料からの変更

第二八〇五・一一号から第二八〇五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八〇五・一九号のその他のアルカリ金属への第二八〇五・一九号のその他のアルカリ土類金属若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二八〇五・一九号のその他のアルカリ土類金属への第二八〇五・一九号のその他のアルカリ金属若しくは他の号の材料からの変更

第二八〇五・三〇号から第二八〇五・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二八〇一・一〇号の材料からの変更を除く。）又は、

第二八〇六・一〇号の産品への第二八〇一・一〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二八〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二八・〇七項から第二八・〇八項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第二八〇九・一〇号から第二八一四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八一五・一一号から第二八一五・一二号までの各号の産品への他の項の材料か

二八一五・二〇  
二八一五・三〇

二八一六・一〇  
二八一六・四〇

二八一七  
二八一八・一〇―二八一八・三〇

らの変更又は、

第二八一五・一一号から第二八一五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二八一五・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二八一五・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二八一五・一一号から第二八一五・二〇号までの材料からの変更を除く。）又は、

第二八一五・三〇号の産品への第二八一五・一一号から第二八一五・二〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二八一六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二八一六・四〇号のストロンチウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物への第二八一六・四〇号のバリウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二八一六・四〇号のバリウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物への第二八一六・四〇号のストロンチウムの酸化物、水酸化物若しくは過酸化物若しくは他の号の材料からの変更

第二八一七項の産品への他の項の材料からの変更

第二八一八・一〇号から第二八一八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二八一九・一〇

第二八一九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二八一九・一〇号の産品への第二八一九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二八一九・九〇

第二八一九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

二八二〇・一〇

第二八二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二八二〇・一〇号の産品への第二八二〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二八二〇・九〇

第二八二〇・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

二八二一・一〇―二八二一・二〇

第二八二一・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二八二一・一〇号から第二八二一・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二八・二二―二八・二三

第二八・二二項から第二八・二三項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

二八二四・一〇―二八二四・九〇

第二八二四・一〇号から第二八二四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二八二四・一〇号から第二八二四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の

二八二五・一〇―二八二六・九〇

二八二七・一〇―二八二七・三六

二八二七・三九

二八二七・四一―二八二七・六〇

二八二八・一〇―二八二八・九〇

二八二九・一一

二八二九・一九―二八二九・九〇

号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二八二五・一〇号から第二八二六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八二七・一〇号から第二八二七・三六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八二七・三九号の塩化バリウムへの第二八二七・三九号のその他の塩化物（塩化バリウムを除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二八二七・三九号のその他の塩化物（塩化バリウムを除く。）への第二八二七・三九号の塩化バリウム若しくは他の号の材料からの変更

第二八二七・四一号から第二八二七・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八二八・一〇号から第二八二八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八二九・一一号の産品への他の号の材料からの変更

第二八二九・一九号から第二八二九・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、

第二八二九・一九号から第二八二九・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パー

二八三〇・一〇―二八三三・四〇

二八三四・一〇―二八三四・二一

二八三四・二九

二八三五・一〇―二八三五・三九

二八三六・一〇

二八三六・二〇―二八三六・三〇

二八三六・四〇―二八三六・九九

セント以上であること。

第二八三〇・一〇号から第二八三三・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八三四・一〇号から第二八三四・二一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八三四・二九号のビスマスの硝酸塩への第二八三四・二九号のその他の硝酸塩（ビスマスの硝酸塩を除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二八三四・二九号のその他の硝酸塩（ビスマスの硝酸塩を除く。）への第二八三四・二九号のビスマスの硝酸塩若しくは他の号の材料からの変更

第二八三五・一〇号から第二八三五・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二八三六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までの各号の産品への第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号まで以外の号の材料からの変更又は、

第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までの各号の産品への第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、第二八三六・二〇号から第二八三六・三〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二八三六・四〇号から第二八三六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の

二八三七・一一―二八四〇・三〇

号の材料からの変更  
第二八三七・一一号から第二八四〇・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二八四一・一〇―二八四一・三〇

第二八四一・一〇号から第二八四一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二八四一・五〇

第二八四一・五〇号の二クロム酸カリウムへの第二八四一・五〇号のその他のクロム酸塩、二クロム酸塩（二クロム酸カリウムを除く。）若しくはペルオキシクロム酸塩若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二八四一・五〇号のその他のクロム酸塩、二クロム酸塩（二クロム酸カリウムを除く。）若しくはペルオキシクロム酸塩への第二八四一・五〇号の二クロム酸カリウム若しくは他の号の材料からの変更

二八四一・六一―二八四一・九〇

第二八四一・六一号から第二八四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二八四二・一〇

第二八四二・一〇号のけい酸の複塩若しくは錯塩（化学的に単一のアルミノけい酸塩を含む。）への第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩若しくは他の号の材料からの変更、

第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、

第二八四二・一〇号の化学的に単一でないアルミノけい酸塩への第二八四二・一〇号のけい酸の複塩若しくは錯塩（化学的に単一のアルミノけい酸塩を含む。）若しくは

第二九類 有機化学品

<p>二八四二・九〇          二八四三・一〇―二八四六・九〇          二八・四七―二八・四八          二八四九・一〇―二八四九・九〇          二八・五〇          二八・五一</p>	<p>は第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。          第二八四二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更          第二八四三・一〇号から第二八四六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更          第二八・四七項から第二八・四八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更          第二八四九・一〇号から第二八四九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更          第二八・五〇項の産品への他の項の材料からの変更          第二八・五一項の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、          第二八・五一項の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
---	--

二九〇一・一〇―二九〇一・二九

第二九〇一・一〇号から第二九〇一・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九〇二・一一―二九〇二・四四

第二九〇二・一一号から第二九〇二・四四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九〇二・五〇

第二九〇二・五〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇二・六〇号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九〇二・五〇号の産品への第二九〇二・六〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九〇二・六〇―二九〇二・九〇

第二九〇二・六〇号から第二九〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九〇三・一一―二九〇三・一五

第二九〇三・一一号から第二九〇三・一五号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九〇三・一一号から第二九〇三・一五号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九〇三・一九

第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン（二塩化プロピレン）若しくはジクロロブタンへの第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体（飽



和のものに限る。)若しくは他の号の材料からの変更(第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。)、

第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)若しくはジクロロブタンへの第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更(この変更に加えて、第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体(一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。))又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、

第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体(一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。))への第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)若しくはジクロロブタン若しくは他の号の材料からの変更(第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。))又は、

第二九〇三・一九号のその他の非環式炭化水素の塩素化誘導体(一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)及びジクロロブタンを除くものとし、飽和のものに限る。))への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更(この変更に加えて、第二九〇三・一九号の一・二―ジクロロプロパン(二塩化プロピレン)若しくはジクロロブタン又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。))及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九〇三・二二号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への当該各号以外の

二九〇四・一〇―二九〇四・九〇

二九〇五・一一―二九〇五・一二

二九〇五・一三

二九〇五・一四―二九〇五・四三

二九〇五・四四

号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九〇三・二一号から第二九〇三・六九号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九〇四・一〇号から第二九〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九〇四・一〇号から第二九〇四・九〇号までの各号の産品への第二九・〇一項から第二九・〇三項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九〇五・一一号から第二九〇五・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九〇五・一三号の産品への他の項の材料からの変更

第二九〇五・一四号から第二九〇五・四三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九〇五・四四号の産品への他の類の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）

二九〇五・四五  
二九〇五・四九

第二九〇五・四五号の産品への他の号の材料からの変更

第二九〇五・四九号のグリセリンのエステル(第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。)への第二九〇五・四九号のその他の材料(グリセリンのエステル(第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。))を除く。)若しくは他の号の材料からの変更(第二九・〇一三項までの材料からの変更を除く。)、

第二九〇五・四九号のグリセリンのエステル(第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。)への第二九・〇一三項までの材料からの変更(この変更に加えて、第二九〇五・四九号のその他の材料(グリセリンのエステル(第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。))を除く。)又は当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること又は、

第二九〇五・四九号のその他の産品(グリセリンのエステル(第二九・〇四項の酸から構成されるものに限る。))を除く。)への他の号の材料からの変更

第二九〇五・五一号から第二九〇五・五九号までの各号の産品への第二九〇五・五一号から第二九〇五・五九号まで以外の号の材料からの変更

第二九〇六・一一号の産品への他の類の材料からの変更(第三三類の材料からの変更を除く。)

第二九〇六・一二号から第二九〇六・二九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九〇七・一一号から第二九〇七・一二号までの各号の産品への当該各号以外の

二九〇五・五一―二九〇五・五九  
二九〇六・一一  
二九〇六・一二―二九〇六・二九  
二九〇七・一一―二九〇七・一二

二九〇七・一三

二九〇七・一四―二九〇七・二三

二九〇七・二九

二九〇八・一〇―二九〇八・九〇

二九〇九・一一―二九〇九・二〇

二九〇九・三〇

号の材料からの変更

第二九〇七・一三号の産品への他の項の材料からの変更

第二九〇七・一四号から第二九〇七・二三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九〇七・二九号のフェノールアルコールへの第二九〇七・二九号の多価フェノール若しくは他の号の材料からの変更又は、

第二九〇七・二九号の多価フェノールへの第二九〇七・二九号のフェノールアルコール若しくは他の号の材料からの変更

第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までの各号の産品への第二九〇八・一〇号から第二九〇八・九〇号までのうちの当該各号以外の号若しくは第二九・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九〇九・一一号から第二九〇九・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九〇九・一一号から第二九〇九・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九〇九・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

二九〇九・四一―二九〇九・五〇

第二九〇九・四一号から第二九〇九・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九〇九・四一号から第二九〇九・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九〇九・六〇

第二九〇九・六〇号の産品への他の号の材料からの変更

二九一〇・一〇―二九一〇・二〇

第二九一〇・一〇号から第二九一〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

二九一〇・三〇―二九一〇・九〇

第二九一〇・三〇号から第二九一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九・一一

第二九・一一項の産品への他の項の材料からの変更

二九一二・一一

第二九一二・一一号の産品への他の号の材料からの変更

二九一二・一二

第二九一二・一二号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二二号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九一二・一二号の産品への第二九〇一・二二号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九一二・一三―二九一二・五〇

第二九一二・一三号から第二九一二・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九一二・六〇

第二九一二・六〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一二・一一号の材

二九・一三	<p>料からの変更を除く。)又は、</p> <p>第二九一二・六〇号の産品への第二九一二・一一号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第二九・一三項の産品への他の項の材料からの変更(第二九・一二項の材料からの変更を除く。)又は、</p> <p>第二九・一三項の産品への第二九・一二項の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
二九一四・一一―二九一四・七〇	<p>第二九一四・一一号から第二九一四・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
二九一五・一一	<p>第二九一五・一一号の産品への他の号の材料からの変更</p>
二九一五・一二	<p>第二九一五・一二号の産品への他の号の材料からの変更(第二九一五・一一号の材料からの変更を除く。)又は、</p>
二九一五・一三	<p>第二九一五・一二号の産品への第二九一五・一一号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
二九一五・二一	<p>第二九一五・一三号の産品への他の号の材料からの変更</p> <p>第二九一五・二一号の産品への他の号の材料からの変更(第二九一二・一二号の材料からの変更を除く。)又は、</p>

二九一五・二二―二九一五・二三

二九一五・二四

二九一五・二九

二九一五・三一―二九一五・三二

二九一五・三三―二九一五・三四

第二九一五・二一号の産品への第二九一二・一二号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一五・二二号から第二九一五・二三号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九一五・二二号から第二九一五・二三号までの各号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一五・二四号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一五・二九号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九一五・二九号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一五・三一号から第二九一五・三二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一五・三三号から第二九一五・三四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九一五・三三号から第二九一五・三四号までの各号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号以外の号の材料からの変更が行

二九一五・三五

二九一五・三九

二九一五・四〇

二九一五・五〇―二九一五・七〇

二九一五・九〇

われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一五・三五号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一五・三九号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一五・四〇号の産品への他の号の材料からの変更(第二九一五・二一号の材料からの変更を除く。)又は、

第二九一五・四〇号の産品への第二九一五・二一号の材料からの変更(この変更に加えて、他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九一五・五〇号から第二九一五・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一五・九〇号のラウロイルペルオキシド若しくはデカノイルペルオキシドへの第二九一五・九〇号のその他の材料(ラウロイルペルオキシド及びデカノイルペルオキシドを除く。)若しくは他の号の材料からの変更、

第二九一五・九〇号のターシャリーブチルペルオキシベンゾアートへの第二九一五・九〇号のその他の材料(ターシャリーブチルペルオキシベンゾアートを除く。)若しくは他の号の材料からの変更、

第二九一五・九〇号のジイソノノイルペルオキシドへの第二九一五・九〇号のイソノナン酸若しくは他の号の材料からの変更、

第二九一五・九〇号のターシャリーブチルペルオキシネオデカノアートへの第二九一五・九〇号のネオデカン酸若しくは他の号の材料からの変更又は、



二九一六・一一―二九一七・三九

二九一八・一一―二九一八・一六

二九一八・一九

二九一八・二二

二九一八・二三

第二九一五・九〇号のその他の産品（ラウロイルペルオキシド、デカノイルペルオキシド、ターシャリーブチルペルオキシベンゾアート、ジイソノナノイルペルオキシド及びターシャリーブチルペルオキシネオデカノアートを除く。）への他の号の材料からの変更

第二九一六・一一号から第二九一七・三九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一八・一一号から第二九一八・一六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九一八・一九号のフェニルグリコール酸（マンデル酸）若しくはその塩若しくはエステルへの第二九一八・一九号のその他の材料（フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステルを除く。）若しくは他の号の材料からの変更又は、第二九一八・一九号のその他の産品（フェニルグリコール酸（マンデル酸）並びにその塩及びエステルを除く。）への第二九一八・一九号のフェニルグリコール酸（マンデル酸）若しくはその塩若しくはエステル若しくは他の号の材料からの変更

第二九一八・二二号の産品への他の号の材料からの変更

第二九一八・二三号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一八・二二号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九一八・二二号の産品への第二九一八・二二号の材料からの変更（この変更に加えて、他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九一八・二三	第二九一八・二三号の産品への他の号の材料からの変更
二九一八・二九―二九一八・三〇	第二九一八・二九号から第二九一八・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九一八・九〇	第二九一八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇八・一〇号又は第二九一五・四〇号の材料からの変更を除く。）又は、
二九・一九	第二九一八・九〇号の産品への第二九〇八・一〇号若しくは第二九一五・四〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
二九二〇・一〇―二九二〇・九〇	第二九・一九項の産品への他の項の材料からの変更
二九二一・一一―二九二一・一二	第二九二〇・一〇号から第二九二〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
二九二一・一九	第二九二一・一一号から第二九二一・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、 第二九二一・一一号から第二九二一・一二号までの各号の産品への第二九・二一項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第二九二一・一九号の産品への他の号の材料からの変更

二九二二・二一―二九二二・二九

第二九二二・二一号から第二九二二・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、

第二九二二・二一号から第二九二二・二九号までの各号の産品への第二九・二一―二九二二・二一―二九二二・二九号までの各号の産品への第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二二・三〇

第二九二二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

二九二二・四一―二九二二・四五

第二九二二・四一号から第二九二二・四五号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、

第二九二二・四一号から第二九二二・四九号までの各号の産品への第二九・二一―二九二二・四一―二九二二・四九号までの各号の産品への第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二二・四六―二九二二・四九

第二九二二・四六号から第二九二二・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、

二九二二・五一―二九二二・五九

第二九二二・四六号から第二九二二・四九号までの各号の産品への第二九・二二項中の第二九二二・四六号から第二九二二・四九号まで以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九二二・五一号から第二九二二・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項又は第二九・二六項の材料からの変更を除く。）又は、

第二九二二・五一号から第二九二二・五九号までの各号の産品への第二九・二二項中の当該各号以外の号、第二九・〇一項、第二九・〇二項、第二九・〇四項、第二九・一六項、第二九・一七項若しくは第二九・二六項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九二二・一一号から第二九二二・四一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇五項から第二九・二二項までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九二二・一一号から第二九二二・四一号までの各号の産品への第二九・二二項中の当該各号以外の号若しくは第二九・〇五項から第二九・二二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二二・一一―二九二二・四一

二九二二・四二

二九二二・四三―二九二二・五〇

第二九二二・四二号の産品への他の項の材料からの変更

第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第二九・〇五項から第二九・二二項までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号までの各号の産品への第二九・二二項中の第二九二二・四三号から第二九二二・五〇号まで以外の号若しくは第二九・〇五項から第二九・二二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二三・一〇―二九二三・九〇

第二九二三・一〇号から第二九二三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

二九二四・一一―二九二四・一九

第二九二四・一一号から第二九二四・一九号までの各号の産品への第二九二四・一  
一号から第二九二四・一九号まで以外の号の材料からの変更

二九二四・二一

第二九二四・二一号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一七・二〇号の材  
料からの変更を除く。）又は、

第二九二四・二一号の産品への第二九一七・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九二四・二三

第二九二四・二三号の産品への他の号の材料からの変更（第二九一七・二〇号又は  
第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更を除く。）

第二九二四・二三号のニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）への第二九二四・二三号のニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）の塩若しくは第二九一七・二〇号若しくは第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること又は、

第二九二四・二三号のニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）の塩への第二九二四・二三号のニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）若しくは第二九一七・二〇号若しくは第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの各号の産品への第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの各号の産品への第二九一七・二〇号又は第二九二四・二三号の材料からの変更を除く。）又は、

第二九二四・二四号から第二九二四・二九号までの各号の産品への第二九一七・二〇号の材料若しくは第二九二四・二三号のニ―アセトアミド安息香酸（N―アセチルアントラニル酸）からの変更（この変更に加えて、第二九二四・二四号から第二九二四・二九号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九二五・一一号の産品への他の号の材料からの変更

二九二五・一一

二九二四・二四―二九二四・二九

二九二五・一二―二九二五・一九

二九二五・二〇

二九二六・一〇―二九二六・二〇

二九二六・三〇―二九二六・九〇

二九・二七―二九・二八

二九二九・一〇―二九三〇・九〇

二九・三一

二九三二・一一―二九三二・九四

二九三二・九五―二九三二・九九

第二九二五・一二号から第二九二五・一九号までの各号の産品への第二九二五・一

二号から第二九二五・一九号まで以外の号の材料からの変更

第二九二五・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

第二九二六・一〇号から第二九二六・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九二六・三〇号から第二九二六・九〇号までの各号の産品への第二九二六・三

〇号から第二九二六・九〇号まで以外の号の材料からの変更

第二九・二七項から第二九・二八項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第二九二九・一〇号から第二九三〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九・三一項の産品への他の項の材料からの変更

第二九三二・一一号から第二九三二・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三二・一一号から第二九三二・九四号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三二・九五号から第二九三二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三二・九五号から第二九三二・九九号までの各号の産品への第二九・三二項

二九三三・一一―二九三三・三二

中の第二九三二・九五号から第二九三二・九九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三三・一一号から第二九三三・三二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・一一号から第二九三三・三二号までの各号の産品への第二九・三三項中の当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九三三・三三―二九三三・三九

第二九三三・三三号から第二九三三・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・三三号から第二九三三・三九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・三三号から第二九三三・三九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九三三・四一―二九三三・四九

第二九三三・四一号から第二九三三・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・四一号から第二九三三・四九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・四一号から第二九三三・四九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び



二九三三・五二―二九三三・五四

域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三三・五二号から第二九三三・五四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・五二号から第二九三三・五四号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・五二号から第二九三三・五四号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九三三・五五―二九三三・五九

第二九三三・五五号から第二九三三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・五五号から第二九三三・五九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・五五号から第二九三三・五九号まで以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九三三・六一―二九三三・六九

第二九三三・六一号から第二九三三・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・六一号から第二九三三・六九号までの各号の産品への第二九・三三項中の当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九三三・七一

第二九三三・七一号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類ま

二九三三・七二―二九三三・七九

二九三三・九一―二九三三・九九

二九三四・一〇―二九三四・三〇

二九三四・九一―二九三四・九九

での材料からの変更を除く。)又は、

第二九三三・七一号の産品への第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三三・七二号から第二九三三・七九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・七二号から第二九三三・七九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・七二号から第二九三三・七九号まで以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三三・九一号から第二九三三・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九三三・九一号から第二九三三・九九号までの各号の産品への第二九・三三項中の第二九三三・九一号から第二九三三・九九号まで以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三四・一〇号から第二九三四・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までの各号の産品への第二九三四・九一号から第二九三四・九九号まで以外の号の材料からの変更又は、

二九・三五

二九三六・一〇―二九三八・九〇

二九三九・一一―二九三九・四二

二九三九・四三―二九三九・四九

二九三九・五一―二九三九・五九

二九三九・六一―二九三九・九九

二九・四〇

第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までの各号の核酸への第二九三四・九一号から第二九三四・九九号までのその他の複素環式化合物（核酸を除く。）若しくは第二九三四・九一号から第二九三四・九九号まで以外の号の材料からの変更

第二九・三五項の産品への他の項の材料からの変更

第二九三六・一〇号から第二九三八・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、

第二九三六・一〇号から第二九三八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第二九三九・一一号から第二九三九・四二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九三九・四三号から第二九三九・四九号までの各号の産品への第二九三九・四三号から第二九三九・四九号まで以外の号の材料からの変更

第二九三九・五一号から第二九三九・五九号までの各号の産品への第二九三九・五一号から第二九三九・五九号まで以外の号の材料からの変更

第二九三九・六一号から第二九三九・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第二九・四〇項の産品への他の項の材料からの変更（第一七・〇二項の材料からの変更を除く。）

二九四一・一〇―二九四一・九〇

第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第二九四一・一〇号から第二九四一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

二九・四二

第二九・四二項の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、

第二九・四二項の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

### 第三〇類 医療用品

三〇〇一・一〇―三〇〇三・九〇

第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、

第三〇〇一・一〇号から第三〇〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号が属する項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

<p>三〇〇四・一〇―三〇〇四・九〇</p> <p>三〇〇五・一〇―三〇〇五・九〇</p> <p>三〇〇六・一〇―三〇〇六・七〇</p> <p>三〇〇六・八〇</p>	<p>第三〇〇四・一〇号から第三〇〇四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第三〇・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、</p> <p>第三〇〇四・一〇号から第三〇〇四・九〇号までの各号の産品への第三〇・〇三項若しくは当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第三〇〇五・一〇号から第三〇〇五・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>第三〇〇五・一〇号から第三〇〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第三〇〇六・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>第三〇〇六・一〇号から第三〇〇六・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第三〇〇六・八〇号の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第三〇〇六・八〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
---	---

第三二類 肥料

<p>三二一・〇一 三二〇二・一〇―三二〇五・九〇</p>	<p>第三一・〇一項の産品への他の項の材料からの変更 第三一〇二・一〇号から第三一〇五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
-----------------------------------	---

第三二類 なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

<p>三二〇一・一〇―三二〇二・九〇 三二一・〇三 三二〇四・一一―三二〇四・一七 三二〇四・一九</p>	<p>第三二〇一・一〇号から第三二〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三二・〇三項の産品への他の項の材料からの変更 第三二〇四・一一号から第三二〇四・一七号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更 第三二〇四・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第三二〇四・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
---	---

第三二〇四・二〇一三二〇四・九〇

第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、

第三二〇四・二〇号から第三二〇四・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三二〇五  
第三二〇五項の産品への他の項の材料からの変更

第三二〇六・一一一三二〇六・五〇  
第三二〇六・一一号から第三二〇六・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、

第三二〇六・一一号から第三二〇六・五〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三二〇七・一〇一三二〇七・四〇  
第三二〇七・一〇号から第三二〇七・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第三二〇八・一〇一三二〇八・一〇  
第三二〇八項から第三二・一〇項までの各号の産品への第三二・〇八項から第三二・一〇項まで以外の項の材料からの変更

第三二・一一  
第三二・一一項の産品への他の項の材料からの変更

第三二一二・一〇一三二一二・九〇  
第三二一二・一〇号から第三二一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三三二・一三  
三三二四・一〇―三三二四・九〇  
三三二・一五

第三二・一三項の産品への他の項の材料からの変更  
第三二四・一〇号から第三二四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更  
第三二・一五項の産品への他の項の材料からの変更

第三三類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

三三三〇一・一一  
三三三〇一・一二―三三三〇一・一三

第三三〇一・一一号の産品への他の号の材料からの変更  
第三三〇一・一二号から第三三〇一・一三号までの各号の産品への他の項の材料か  
らの変更又は、

第三三〇一・一二号から第三三〇一・一三号までの各号の産品への当該各号以外の  
号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか  
否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三三〇一・一四号の産品への他の号の材料からの変更

第三三〇一・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第三三〇一・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該  
他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十  
パーセント以上であること。

三三三〇一・二二―三三三〇一・二六

第三三〇一・二二号から第三三〇一・二六号までの各号の産品への当該各号以外の





三三〇六・一〇

第三三〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇五項まで又は第三三・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第三三〇六・一〇号の産品への第三三・〇四項から第三三・〇五項まで若しくは第三三・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三三〇六・二〇

第三三〇六・二〇号の産品への他の号の材料からの変更

三三〇六・九〇

第三三〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇五項まで又は第三三・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第三三〇六・九〇号の産品への第三三・〇四項から第三三・〇五項まで若しくは第三三・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三三〇七・一〇―三三〇七・九〇

第三三〇七・一〇号から第三三・〇六項までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第三三・〇四項から第三三・〇六項までの材料からの変更を除く。）又は、

第三三〇七・一〇号から第三三〇七・九〇号までの各号の産品への第三三・〇四項から第三三・〇六項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三四類 せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその

他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

三四〇一・一一―三四〇一・三〇	第三四〇一・一一号から第三四〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
三四〇二・一一―三四〇二・一二	第三四〇一・一一号から第三四〇一・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三四〇二・一三 三四〇二・一九	第三四〇二・一一号から第三四〇二・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第三四〇二・一三号の産品への他の号の材料からの変更 第三四〇二・一九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

三四〇二・二〇―三四〇二・九〇

三四〇二・一九号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三四〇二・二〇号から三四〇二・九〇号までの各号の産品への三四〇二・二〇号から三四〇二・九〇号まで以外の号の材料からの変更（三四〇一・三〇号の材料からの変更を除く。）又は、

三四〇二・二〇号から三四〇二・九〇号までの各号の産品への三四〇二・二〇号から三四〇二・九〇号までのうちの当該各号以外の号若しくは三四〇一・三〇号の材料からの変更（この変更に加えて、三四〇二・二〇号から三四〇二・九〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三四〇三・一一―三四〇四・九〇

三四〇三・一一号から三四〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（三四〇三・一一号から三四〇四・九〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四〇五・一〇―三四〇五・四〇

三四〇五・一〇号から三四〇五・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（三四〇五・一〇号から三四〇五・四〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三四〇五・九〇

三四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

三四・〇六一三四・〇七

第三四〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第三四・〇六項から第三四・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第三五類 たんぱく系物質、変性でん粉、<sup>こう</sup>膠着剤及び酵素

三五〇一・一〇―三五〇一・九〇

第三五〇一・一〇号から第三五〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三五〇二・一一―三五〇二・一九

第三五〇二・一一号から第三五〇二・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第四類の材料からの変更を除く。）

三五〇二・二〇―三五〇二・九〇

第三五〇二・二〇号から第三五〇二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三五・〇三一三五・〇五

第三五・〇三項から第三五・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

三五〇六・一〇―三五〇六・九九

第三五〇六・一〇号から第三五〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第三五〇六・一〇号から第三五〇六・九九号までの各号の産品への当該各号以外の

三五〇七・一〇―三五〇七・九〇

号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三五〇七・一〇号から三五〇七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（三五〇七・一〇号から三五〇七・九〇号までの産品への関税分類の変更を必要としない。）。

### 第三六類 火薬類、火工品、マツチ、発火性合金及び調製燃料

三六・〇一―三六・〇三

第三六・〇一項から第三六・〇三項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

三六〇四・一〇―三六〇四・九〇

第三六〇四・一〇号から第三六〇四・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第三六〇四・一〇号から第三六〇四・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三六・〇五

第三六・〇五項の産品への他の項の材料からの変更

三六〇六・一〇

第三六〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三六〇六・一〇号の産品への関

三六〇六・九〇

税分類の変更を必要としない。）。

第三六〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第三六〇六・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

### 第三七類 写真用又は映画用の材料

三七・〇一―三七・〇三

三七・〇四―三七・〇七

第三七・〇一項から第三七・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第三七・〇四項から第三七・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

### 第三八類 各種の化学工業生産品

三八〇一・一〇―三八〇一・九〇

三八〇二・一〇

第三八〇一・一〇号から第三八〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第三八〇二・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

三八〇二・九〇

第三八〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第三八〇二・九〇号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八・〇三―三八・〇四

第三八・〇三項から第三八・〇四項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

三八〇五・一〇―三八〇六・九〇

第三八〇五・一〇号から第三八〇六・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八・〇七

第三八・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

三八・〇八

第三八・〇八項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八〇九・一〇

第三八〇九・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第三五〇五・一〇号の材料からの変更を除く。）又は、

第三八〇九・一〇号の産品への第三五〇五・一〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八〇九・九一―三八〇九・九二

第三八〇九・九一号から第三八〇九・九二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八〇九・九三

第三八〇九・九三号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
第三八〇九・九三号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該



三八一〇・一〇―三八一〇・九〇

他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。) 又は、

第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八一一・一一―三八一一・一九

第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。) 又は、

第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八一一・二一―三八一一・二九

第三八一〇・一〇号から第三八一〇・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八一一・九〇

第三八一〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更(第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。) 又は、

第三八一〇・九〇号の産品への第二八類から第三八類までのうちの他の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わ

三八一二・一〇―三八一二・二〇

ない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三八一二・一〇号から第三八一二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更(第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。)又は、

第三八一二・一〇号から第三八一二・二〇号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八一二・三〇

第三八一二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更

三八・一三―三八・一四

第三八・一三項から第三八・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

三八一五・一一―三八一五・九〇

第三八一五・一一号から第三八一五・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八・一六

第三八・一六項の産品への他の項の材料からの変更又は、  
域内原産割合が五十パーセント以上であること(第三八・一六項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

三八・一七―三八・二〇

第三八・一七項から第三八・二〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

三八・二一

第三八・二一項の産品への他の項の材料からの変更(第三五・〇三項の材料からの変更を除く。)又は、

第三八・二一項の産品への第三五・〇三項の材料からの変更(この変更に加えて、

三八・二二

当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第三八・二二項の認証標準物質への第三八・二二項の材料(認証標準物質を除く。)若しくは他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること、

第三八・二二項の産品(認証標準物質を除く。)への他の類の材料からの変更(第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。)又は、

第三八・二二項の産品(認証標準物質を除く。)への第二八類から第三八類までのうちの当該産品が属する号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三八二三・一一―三八二三・一三

第三八二三・一一号から第三八二三・一三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更(第一五・二〇項の材料からの変更を除く。)

三八二三・一九

第三八二三・一九号の産品への他の号の材料からの変更

三八二三・七〇

第三八二三・七〇号の産品への他の項の材料からの変更(第一五・二〇項の材料からの変更を除く。)

三八二四・一〇―三八二四・二〇

第三八二四・一〇号から第三八二四・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

三八二四・三〇

第三八二四・三〇号の産品への他の号の材料からの変更(第二八・四九項の材料からの変更を除く。)又は、

<p>三八二四・四〇―三八二四・五〇</p>	<p>第三八二四・三〇号の産品への第二八・四九項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>三八二四・六〇</p>	<p>第三八二四・四〇号から第三八二四・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更</p>
<p>三八二四・七一―三八二四・七九</p>	<p>第三八二四・六〇号の産品への他の類の材料からの変更（第一七類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>三八二四・九〇</p>	<p>第三八二四・七一号から第三八二四・七九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第二八類から第三八類までの材料からの変更を除く。）又は、</p>
<p>三八・二五</p>	<p>第三八二四・七一号から第三八二四・七九号までの各号の産品への第二八類から第三八類までのうちの当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p></p>	<p>第三八二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第三八・二五項の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第三八・二五項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>

第七部 プラスチック及びゴム並びにこれらの製品（第三九類から第四〇類まで）

第三九類 プラスチック及びその製品

<p>三九〇一・一〇―三九〇一・九〇</p>	<p>第三九〇一・一〇号から第三九〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>三九〇二・一〇</p>	<p>第三九〇二・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二二号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>三九〇二・二〇</p>	<p>第三九〇二・二〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>三九〇二・三〇</p>	<p>第三九〇二・三〇号の産品への他の号の材料からの変更（第二九〇一・二二号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>三九〇二・九〇</p>	<p>第三九〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>三九〇三・一一―三九〇三・九〇</p>	<p>第三九〇三・一一号から第三九〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>三九・〇四</p>	<p>第三九・〇四項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>三九〇五・一二―三九〇五・二九</p>	<p>第三九〇五・一二号から第三九〇五・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>三九〇五・三〇―三九〇五・九九</p>	<p>第三九〇五・三〇号から第三九〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>

三九〇六・一〇	らの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第三九〇六・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇六・九〇	第三九〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・一〇	第三九〇七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・二〇	第三九〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・三〇―三九〇七・五〇	第三九〇七・三〇号から第三九〇七・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・六〇	第三九〇七・六〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九〇七・九一	第三九〇七・九一号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇七・九九	第三九〇七・九九号の産品への他の項の材料からの変更
三九・〇八	第三九・〇八項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇九・一〇―三九〇九・四〇	第三九〇九・一〇号から第三九〇九・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九〇九・五〇	第三九〇九・五〇号の産品への他の項の材料からの変更
三九・一〇―三九・一一	第三九・一〇項から第三九・一一項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

三九一二・一一―三九一二・三一
三九一二・三九
三九一二・九〇
三九・一三一三九・一六
三九一七・一〇
三九一七・二一―三九一七・四〇
三九・一八一三九・一九
三九二〇・一〇
三九二〇・二〇―三九二〇・九九
三九二一・一一
三九二一・一二
三九二一・一三
三九二一・一四

第三九一二・一一号から第三九一二・三一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九一二・三九号の産品への他の項の材料からの変更
第三九一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九・一三項から第三九・一六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九一七・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第三九一七・二一号から第三九一七・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九・一八項から第三九・一九項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更
第三九二〇・二〇号から第三九二〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九二一・一一号の産品への他の類の材料からの変更
第三九二一・一二号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第三九二一・一三号の産品への他の項の材料からの変更
第三九二一・一四号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は

三九二一・一九	第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二一・九〇	第三九二一・一九号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・二二	第三九二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・一〇―三九二三・二一	第三九・二二項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・二九	第三九二三・一〇号から第三九二三・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九二三・三〇―三九二三・九〇	第三九二三・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第三九二〇・二〇号又は第三九二〇・七一号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・二四―三九・二六	第三九二三・三〇号から第三九二三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
三九・二四―三九・二六	第三九・二四項から第三九・二六項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。



第四〇類 ゴム及びその製品

<p>四〇・一〇一四〇・〇六</p>	<p>第四〇・一〇一四〇・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、</p>
<p>四〇・〇七四〇・〇八</p>	<p>第四〇・一〇一四〇・〇六項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>四〇〇九・一一四〇〇九・一二</p>	<p>第四〇・〇七四〇・〇八項までの各々の産品への第四〇・〇七四〇・〇七項から第四〇〇九・一一四〇〇九・一二号までの各々の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一〇項から第四〇・一七項までの材料からの変更を除く。）</p>
<p>四〇〇九・二一四〇〇九・四二</p>	<p>第四〇〇九・二一四〇〇九・四二号までの各々の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一〇項から第四〇・一七項までの材料からの変更を除く。）又は、</p>
<p>四〇・一〇一四〇・一七</p>	<p>域内原産割合が四十パーセント以上であること（第四〇〇九・二一四〇〇九・四二号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
	<p>第四〇・一〇項から第四〇・一七項までの各々の産品への第四〇・一〇項から第四〇・一七項まで以外の項の材料からの変更（第四〇・〇九項の材料からの変更を除く。）</p>

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品（第四一類から第四三類まで）

第四一類 原皮（毛皮を除く。）及び革

四一・〇一―四一・〇三	第四一・〇一項から第四一・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
四一・〇四	第四一・〇四項の産品への第四一・〇四・一一号若しくは第四一・〇四・一九号の牛のウェットブルー、第四一・〇一項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇五	第四一・〇五項の産品への第四一・〇五・一〇号の羊のウェットブルー、第四一・〇二項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇六	第四一・〇六項の産品への第四一・〇六・二二号、第四一・〇六・三二号若しくは第四一・〇六・九一号のその他の動物のウェットブルー、第四一・〇三項の材料又は他の類の材料からの変更
四一・〇七―四一・一五	第四一・〇七項から第四一・一五項までの各項の産品への第四一・〇四・一一号、第四一・〇四・一九号若しくは第四一・〇五・一〇号の牛若しくは羊のウェットブルー、第四一・〇六・二二号、第四一・〇六・三二号若しくは第四一・〇六・九一号のその他の動物のウェットブルー、第四一・〇一項から第四一・〇三項までの材料又は他の類の材料からの変更

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

四二・〇一―四二・〇六

第四二・〇一項から第四二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四三類 毛皮及び人造毛皮並びにこれらの製品

四三・〇一

第四三・〇一項の産品への他の類の材料からの変更

四三・〇二

第四三・〇二項の産品への他の項の材料からの変更

四三・〇三

第四三・〇三項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇四項の材料からの変更を除く。）

四三・〇四

第四三・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（第四三・〇三項の材料からの変更を除く。）

第九部 木材及びその製品、木炭、コルク及びその製品並びにわら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

びにかご細工物及び枝条細工物（第四四類から第四六類まで）

第四四類 木材及びその製品並びに木炭

<p>四四・〇一―四四・一一 四四・一二 四四・一三一―四四・二二</p>	<p>第四四・〇一項から第四四・一一項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更 第四四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第四四・〇七項又は第四四・〇八項の材料からの変更を除く。） 第四四・一三項から第四四・二二項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
---	--

第四五類 コルク及びその製品

<p>四五・〇一―四五・〇四</p>	<p>第四五・〇一項から第四五・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
--------------------	---

第四六類 わら、エスパルトその他の組物材料の製品並びにかご細工物及び枝条細工物

<p>四六・〇一</p>	<p>第四六・〇一項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）</p>
--------------	---

<p>四六・〇二</p>	<p>第四六・〇一項の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を除く。）又は、          第四六・〇一項の産品（いぐさ製品を除く。）への第一四類の材料からの変更及び          域内原産割合が五十パーセント以上であること。          第四六・〇二項の産品への他の類の材料からの変更（第一四類の材料からの変更を          除く。）又は、          域内原産割合が五十パーセント以上であること（第四六・〇二項の産品への関税分          類の変更を必要としない。）。</p>
--------------	--

第一〇部 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ、古紙並びに紙及び板紙並びにこれらの製

品（第四七類から第四九類まで）

第四七類 木材パルプ、繊維素繊維を原料とするその他のパルプ及び古紙

<p>四七・〇一―四七・〇七</p>	<p>第四七・〇一項から第四七・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--

第四八類 紙及び板紙並びに製紙用パルプ、紙又は板紙の製品

--	--

四八・〇一―四八・二三

第四八・〇一項から第四八・二三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第四九類 印刷した書籍、新聞、絵画その他の印刷物並びに手書き文書、タイプ文書、設計図及び図案

四九・〇一―四九・一一

第四九・〇一項から第四九・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第一一部 紡織用繊維及びその製品（第五〇類から第六三類まで）

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一―五〇・〇三

第五〇・〇一項から第五〇・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

五〇・〇四―五〇・〇六

第五〇・〇四項から第五〇・〇六項までの各項の産品への第五〇・〇四項から第五

〇・〇六項まで以外の項の材料からの変更

五〇・〇七

第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五二類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇五

第五一・〇一項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五二類 綿及び綿織物

五二・〇六一五二・一〇

五二・一一一五二・二三

第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項の産品への第五一・〇六項から第五一・一〇項まで以外の項の材料からの変更

第五一・一一項から第五一・一三項までの各項の産品への第五一・一一項から第五一・一三項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

五二・〇一一五二・〇三

五二・〇四一五二・〇七

第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
 第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への第五二・〇四項から第五二・〇七項まで以外の項の材料からの変更（第五二・〇三項、第五四・〇一項から第五四・〇五項まで又は第五五・〇一項から第五五・〇七項までの材料からの変更を除く。）

五二・〇八一五二・一二

第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項の産品への第五二・〇八項から第五二・一二項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

<p>五三・〇一―五三・〇五          五三・〇六―五三・〇八          五三・〇九          五三・一〇―五三・一一</p>	<p>第五三・〇一項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更          第五三・〇六項から第五三・〇八項までの各項の産品への第五三・〇六項から第五三・〇八項までの以外の項の材料からの変更          第五三・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第五三・〇七項から第五三・〇八項までの材料からの変更を除く。）          第五三・一〇項から第五三・一一項までの各項の産品への第五三・一〇項から第五三・一一項まで以外の項の材料からの変更（第五三・〇七項から第五三・〇八項までの材料からの変更を除く。）</p>
---	--

第五四類 人造繊維の長繊維及びその織物

<p>五四・〇一―五四・〇六          五四・〇七―五四・〇八</p>	<p>第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更          （第五二・〇三項又は第五五・〇一項から第五五・〇七項までの材料からの変更を除く。）          第五四・〇七項から第五四・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更          （第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで</p>
---	--



又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

第五五類 人造繊維の短繊維及びその織物

五五・〇一―五五・一一

第五五・〇一項から第五五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇三項又は第五四・〇一項から第五四・〇五項までの材料からの変更を除く。）

五五・一二―五五・一六

第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の産品への第五五・一二項から第五五・一六項まで以外の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項まで、第五二・〇五項から第五二・〇六項まで、第五四・〇一項から第五四・〇四項まで又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの材料からの変更を除く。）

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

五六・〇一―五六・〇九

第五六・〇一項から第五六・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

で又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇八項、第五三・一一項又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・一一

第五八・〇一項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

五九・〇一

第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）

五九・〇二

第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇六項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

五九・〇三―五九・〇八

（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）

五九・〇九

第五九・〇九項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五五・一二項から第五五・一六項まで又は第五四類の材料からの変更を除く。）

五九・一〇

第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）

五九・一一

第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・

	<p>一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）</p>
--	--

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

<p>六〇・〇一六〇・〇六</p>	<p>第六〇・〇一六項から第六〇・〇六項までの各項目の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで又は第五四類から第五五類までの材料からの変更を除く。）</p>
-------------------	---

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六一・〇一―六一・〇九

第六一・〇一項から第六一・〇九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

六一一〇・一一―六一一〇・二〇

第六一〇・一一号から第六一〇・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

六一一〇・三〇

第六一〇・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五類又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること

六一〇・九〇

又は組み立てられることを条件とする。

第六一〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

六一・一一一六一・一七

第六一・一一項から第六一・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものと

し、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

六二・〇一六二・一七

第六二・〇一六二・一七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類、第五五・〇八項から第五五・一六項まで、第五八・〇一項から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。

### 第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ

注釈 この類の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、これらの産品について適用される規則は、これらの産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、これらの産品に係る規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならぬ。

<p>六三・〇一―六三・一〇</p>	<p>第六三・〇一項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項まで、第五二・〇四項から第五二・一二項まで、第五三・〇七項から第五三・〇八項まで、第五三・一〇項から第五三・一一項まで、第五四類から第五五類まで、第五八・〇一項から第五八・〇二項まで又は第六〇類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一方又は双方の締約国の区域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ、かつ、縫い合わされること又は組み立てられることを条件とする。</p>
--------------------	--

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、

造花並びに人髪製品（第六四類から第六七類まで）

第六四類 履物及びゲートルその他これに類する物品並びにこれらの部分品

<p>六四・〇一―六四・〇五 六四〇六・一〇</p>	<p>第六四・〇一項から第六四・〇五項までの各項の産品への第六四・〇一項から第六四・〇五項まで以外の項の材料からの変更（第六四〇六・一〇号の材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十五パーセント以上であること。 第六四〇六・一〇号の産品への他の号の材料からの変更（第六四・〇一項から第六四・〇五項までの材料からの変更を除く。）及び域内原産割合が五十五パーセント以</p>
--------------------------------	---



六四〇六・二〇一六四〇六・九九

上であること。  
第六四〇六・二〇号から第六四〇六・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第六五類 帽子及びその部分品

六五・〇一―六五・〇二  
六五・〇三―六五・〇七

第六五・〇一項から第六五・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第六五・〇三項から第六五・〇七項までの各項の産品への第六五・〇三項から第六五・〇七項まで以外の項の材料からの変更

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びむち並びにこれらの部分品

六六・〇一―六六・〇三

第六六・〇一項から第六六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六七類 調製羽毛、羽毛製品、造花及び人髪製品

六七・〇一  
六七・〇二―六七・〇四

第六七・〇一項の産品への他の類の材料からの変更  
第六七・〇二項から第六七・〇四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料

からの変更

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラス及びその製品（第六八類から第七〇類まで）

第六八類 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品

六八・〇一―六八・一一

六八一二・五〇―六八一二・九〇

六八・一三

六八・一四―六八・一五

第六八・〇一項から第六八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第六八一二・五〇号から第六八一二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第六八・一三項の産品への他の項の材料からの変更

第六八・一四項から第六八・一五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第六九類 陶磁製品

六九・〇一―六九・一四

第六九・〇一項から第六九・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第七〇類 ガラス及びその製品

<p>七〇・〇一七〇・〇二 七〇・〇三二七〇・〇八</p>	<p>第七〇・〇一項から第七〇・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの各項の産品への第七〇・〇三項から第七 〇・〇八項まで以外の項の材料からの変更（第七〇・〇九項の材料からの変更を除 く。）</p>
<p>七〇〇九・一〇</p>	<p>第七〇〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七〇・〇三項から第七 〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）又は、 域内原産割合が四十パーセント以上であること（第七〇〇九・一〇号の産品への関 税分類の変更を必要としない。）</p>
<p>七〇〇九・九一―七〇〇九・九二</p>	<p>第七〇〇九・九一―七〇〇九・九二号までの各号の産品への他の項の材料か らの変更（第七〇・〇三項から第七〇・〇八項までの材料からの変更を除く。）</p>
<p>七〇・一〇一七〇・二〇</p>	<p>第七〇・一〇項から第七〇・二〇項までの各項の産品への第七〇・一〇項から第七 〇・二〇項まで以外の項の材料からの変更（第七〇・〇七項から第七〇・〇九項まで の材料からの変更を除く。）</p>

第一四部 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身辺

用模造細貨類並びに貨幣（第七一類）

第七一類 天然又は養殖の真珠、貴石、半貴石、貴金属及び貴金属を張った金属並びにこれらの製品、身

辺用模造細貨類並びに貨幣

<p>七二・〇一―七二・一二 七二・二三―七二・二五</p>	<p>第七一・〇一項から第七一・一二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更 第七一・一三項から第七一・一五項までの各項の産品への第七一・一三項から第七一・一五項まで以外の項の材料からの変更（第七一・一六項から第七一・一八項までの材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・二六</p>	<p>第七一・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一五項まで、第七一・一七項から第七一・一八項まで、第七一〇一・二二号、第七一〇二・三九号、第七一〇三・九一号、第七一〇三・九九号又は第七一〇四・九〇号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・二七</p>	<p>第七一・一七項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一六項まで又は第七一・一八項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>七二・二八</p>	<p>第七一・一八項の産品への他の項の材料からの変更（第七一・一三項から第七一・一七項までの材料からの変更を除く。）</p>

第一五部 卑金属及びその製品（第七二類から第八三類まで）

第七二類 鉄鋼

第七三類 鉄鋼製品

七二・〇一七二・一七  
 七二・一八七二・二三  
 七二・二四七二・二九

第七二・〇一七二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
 第七二・一八七二・二三項までの各項の産品への第七二〇二・四一号から  
 第七二〇二・四九号まで、第七二〇二・六〇号又は他の類の材料からの変更  
 第七二・二四七二・二九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

七三・〇一七三・〇八  
 七三・〇九七三・一一  
 七三・一二七三・一四  
 七三一五・一一七三二五・一二  
 七三一五・一九

第七三・〇一七三・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
 (第七二類の材料からの変更を除く。)  
 第七三・〇九七三・一一項までの各項の産品への第七三・〇九項から第七  
 三・一一項まで以外の項の材料からの変更  
 第七三・一二七三・一四項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料  
 からの変更  
 第七三一五・一一七三二五・一二号までの各号の産品への他の項の材料か  
 らの変更又は、  
 第七三一五・一一号から第七三一五・一二号までの各号の産品への第七三一五・一  
 九号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる  
 か否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
 第七三一五・一九号の産品への他の項の材料からの変更

七三一五・二〇一七三二五・八九

第七三一五・二〇号から第七三一五・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第七三一五・二〇号から第七三一五・八九号までの各号の産品への第七三一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

七三一五・九〇

第七三一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

七三・一六

第七三・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第七三・一二項又は第七三・一五項の材料からの変更を除く。）

七三・一七―七三・一八

第七三・一七項から第七三・一八項までの各々の産品への第七三・一七項から第七三・一八項までの以外の項の材料からの変更

七三・一九―七三・二〇

第七三・一九項から第七三・二〇項までの各々の産品への第七三・一九項から第七三・二〇項までの以外の項の材料からの変更

七三二一・一一

第七三二一・一一号の産品への他の項の材料からの変更

七三二一・一二―七三二一・八三

第七三二一・一二号から第七三二一・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第七三二一・一二号から第七三二一・八三号までの各号の産品への第七三二一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

七三二一・九〇

第七三二一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

七三・二二―七三・二三

第七三・二二項から第七三・二三項までの各々の産品への第七三・二二項から第七

七三二四・一〇―七三二四・二九

三・二三項まで以外の項の材料からの変更  
第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第七三二四・一〇号から第七三二四・二九号までの各号の産品への第七三二四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

七三二四・九〇

第七三二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

七三・二五―七三・二六

第七三・二五項から第七三・二六項までの各項の産品への第七三・二五項から第七三・二六項まで以外の項の材料からの変更

## 第七四類 銅及びその製品

七四・〇一―七四・〇三

第七四・〇一項から第七四・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

七四・〇四

第七四・〇四項の産品が第三十八条（第四章）に定める一方又は双方の締約国の区域において完全に得られ又は生産される産品であること（第七四・〇四項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

七四・〇五―七四・〇七

第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、

第七四・〇五項から第七四・〇七項までの各項の産品への第七四〇四・〇〇号の銅

七四・〇八	のくず（銅の含有量が全重量の九十四パーセント未満のもの又は使用済みの陽極に限る。）若しくは第七四・〇一項から第七四・〇二項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
七四・〇九	第七四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四・一〇	第七四・〇九項の産品への他の項の材料からの変更
七四・一一	第七四・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一二	第七四・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・一〇七項の中空の形材又は第七四・〇九項の材料からの変更を除く。）
七四・一三	第七四・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・一一項の材料からの変更を除く。）
七四・一四―七四・一八	第七四・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項から第七四・〇八項までの材料からの変更を除く。）又は、第七四・一三項の産品への第七四・〇七項から第七四・〇八項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第七四・一四項から第七四・一八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更



七四一九・一〇	第七四一九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更（第七四・〇七項の材料からの変更を除く。）
七四一九・九一―七四一九・九九	第七四一九・九一号から第七四一九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第七五類 ニッケル及びその製品

七五・〇一―七五・〇四	第七五・〇一項から第七五・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七五・〇五―七五・〇六	第七五・〇五項から第七五・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七五・〇七―七五・〇八	第七五・〇七項から第七五・〇八項までの各項の産品への第七五・〇七項から第七五・〇八項まで以外の項の材料からの変更

第七六類 アルミニウム及びその製品

七六・〇一―七六・〇三	第七六・〇一項から第七六・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
七六・〇四―七六・〇六	第七六・〇四項から第七六・〇六項までの各項の産品への第七六・〇四項から第七六・〇六項まで以外の項の材料からの変更

七六・〇七	第七六・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項から第七六・〇六項までの材料からの変更を除く。）
七六・〇八	第七六・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項又は第七六・〇六項の材料からの変更を除く。）
七六・〇九	第七六・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項、第七六・〇六項又は第七六・〇八項の材料からの変更を除く。）
七六・一〇―七六・一三	第七六・一〇項から第七六・一三項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
七六・一四	第七六・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第七六・〇四項から第七六・〇五項までの材料からの変更を除く。）
七六・一五―七六・一六	第七六・一五項から第七六・一六項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第七八類 鉛及びその製品

七八・〇一―七八・〇二	第七八・〇一項から第七八・〇二項までの各々の産品への他の類の材料からの変更
七八・〇三―七八・〇六	第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各々の産品への他の類の材料からの変更 又は、 第七八・〇三項から第七八・〇六項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料

からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第七九類 亜鉛及びその製品

七九・〇一―七九・〇三  
七九・〇四―七九・〇七

第七九・〇一項から第七九・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第七九・〇四項から第七九・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
又は、  
第七九・〇四項から第七九・〇七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八〇類 すず及びその製品

八〇・〇一―八〇・〇二  
八〇・〇三―八〇・〇四  
八〇・〇五―八〇・〇七

第八〇・〇一項から第八〇・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更  
第八〇・〇三項から第八〇・〇四項までの各項の産品への第八〇・〇三項から第八〇・〇四項まで以外の項の材料からの変更  
第八〇・〇五項から第八〇・〇七項までの各項の産品への第八〇・〇五項から第八

〇・〇七項まで以外の項の材料からの変更

第八一類 その他の卑金属及びサーメット並びにこれらの製品

八一〇一・一〇一八二〇一・九四	第八一〇一・一〇号から第八一〇一・九四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九五	第八一〇一・九五号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇一・九六一八二〇一・九七	第八一〇一・九六号から第八一〇一・九七号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇一・九九	第八一〇一・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇二・一〇一八二〇二・九四	第八一〇二・一〇号から第八一〇二・九四号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九五―八二〇二・九六	第八一〇二・九五号から第八一〇二・九六号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更
八一〇二・九七	第八一〇二・九七号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇二・九九	第八一〇二・九九号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇三・二〇一八二〇三・三〇	第八一〇三・二〇号から第八一〇三・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇三・九〇	第八一〇三・九〇号の産品への他の号の材料からの変更

第八二類 卑金属製の工具、道具、刃物、スプーン及びフォーク並びにこれらの部分品

八二〇四・一一一八二〇四・三〇	第八一〇四・一一号から第八一〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇四・九〇	第八一〇四・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八二〇五・二〇一八一〇五・三〇	第八一〇五・二〇号から第八一〇五・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇五・九〇	第八一〇五・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇六	第八一〇六項の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・二〇一八一〇七・三〇	第八一〇七・二〇号から第八一〇七・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇七・九〇	第八一〇七・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇八・二〇一八一〇八・三〇	第八一〇八・二〇号から第八一〇八・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇八・九〇	第八一〇八・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一〇九・二〇一八一〇九・三〇	第八一〇九・二〇号から第八一〇九・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八一〇九・九〇	第八一〇九・九〇号の産品への他の号の材料からの変更
八一・一〇一八一・二三	第八一・一〇項から第八一・一三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

八二・〇一	第八二・〇一項の産品への他の類の材料からの変更
八二〇二・一〇一八二〇二・二〇	第八二〇二・一〇号から第八二〇二・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇二・三一	第八二〇二・三一号の産品への他の類の材料からの変更又は、
八二〇二・三九一八二〇二・九九	第八二〇二・三一号の産品への第八二〇二・三九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八二・〇三一八二・〇六	第八二〇二・三九号から第八二〇二・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二〇七・一三	第八二・〇三項から第八二・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
八二〇七・一九一八二〇七・九〇	第八二〇七・一三号の産品への他の類の材料からの変更又は、 第八二〇七・一三号の産品への第八二〇七・一九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八二・〇八一八二・一〇	第八二〇七・一九号から第八二〇七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
八二二一・一〇	第八二・〇八項から第八二・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
八二二一・九一八二二一・九三	第八二二一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更 第八二二一・九一号から第八二二一・九三号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第八三類 各種の卑金属製品

八二二一・九四一八二二一・九五  
八二・一二一八二・一五

らの変更又は、

第八二二一・九一号から第八二二一・九三号までの各号の産品への第八二二一・九五号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八二二一・九四号から第八二二一・九五号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

第八二・一二二項から第八二・一五項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

八三〇一・一〇一八三〇一・五〇

第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第八三〇一・一〇号から第八三〇一・五〇号までの各号の産品への第八三〇一・六〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八三〇一・六〇一八三〇一・七〇

第八三〇一・六〇号から第八三〇一・七〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

八三・〇二一八三・〇四

第八三・〇二二項から第八三・〇四項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

八三〇五・一〇一八三〇五・二〇

第八三〇五・一〇号から第八三〇五・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第八三〇五・一〇号から第八三〇五・二〇号までの各号の産品への第八三〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八三〇五・九〇

第八三〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八三・〇六一八三・〇七

第八三・〇六項から第八三・〇七項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

八三〇八・一〇一八三〇八・二〇

第八三〇八・一〇号から第八三〇八・二〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第八三〇八・一〇号から第八三〇八・二〇号までの各号の産品への第八三〇八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八三〇八・九〇

第八三〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八三・〇九一八三・一〇

第八三・〇九項から第八三・一〇項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

八三一・一〇一八三一・三〇

第八三一・一〇号から第八三一・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第八三一・一〇号から第八三一・三〇号までの各号の産品への第八三一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八三一・九〇

第八三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更



第一六部 機械類及び電気機器並びにこれらの部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品（第八四類から第八五類まで）

第八四類 原子炉、ボイラー及び機械類並びにこれらの部分品

注釈1 第八四七一・四九号の産品に関し、システムの一部として提示する各ユニットが原産品であるか否かについては、当該ユニットを個別に提示する場合に適用される規則に従って決定するものとし、システムの一部として提示する各ユニットについて適用される税率は、当該ユニットを個別に提示する場合に適用される税率とする。

この注釈1の規定の適用上、システムの一部として提示されるユニットとは、次のいずれかのものをいう。

- (a) 統一システムの第八四類の注5(B)に規定する個別のユニット
- (b) 第八四七一・四九号の個別の機械であって、(a)のユニット以外のもの（システムの

一部として提示され及び分類されるものに限る。)

注釈2 第八四七三・三〇号の産品に関し、印刷回路組立の部分品以外のものうち、第八四

七一・六〇号のプリンターの部分品は、次の物を含む。

- (a) 印刷回路組立、磁気ディスクの駆動装置、キーボード又は操作面(ユーザーインターフェース)のうち二以上を含むコントローラー部及び入出力部
- (b) 発光ダイオードを含む光源、ガスレーザー、ポリゴンミラー又はベースキャストのうち二以上を含む光源部
- (c) 感光体ベルト若しくは感光体ドラム、トナー貯蔵ユニット、トナー現像ユニット、帯電除電ユニット又はクリーニングユニットのうち二以上を含むレーザー方式の画像形成部
- (d) 定着器、加圧ローラー、ヒーター、はく離用オイルディスプレイペンサー、クリーニングユニット又は電気制御部のうち二以上を含む画像定着部
- (e) サーマルプリントヘッド、インク供給ユニット、ノズル及びインク貯蔵ユニット又

はインクヒーターのうち二以上を含むインクジェット画像形成部

(f) 吸引ユニット、インクジェット被覆ユニット、キャップユニット又はインクノズルの回復ユニットのうち二以上を含むヘッドメンテナンス部及びキャップ部

(g) 紙搬送ベルト、プラテンローラー、キヤリッジ、給紙ローラー、給紙ユニット又は排紙トレーのうち二以上を含む紙搬送部

(h) サーマルプリントヘッド、クリーニングユニット又はインクリボンの供給ローラー若しくは巻取りローラーのうち二以上を含む熱転写画像形成部

(i) イオン生成放出ユニット、気流制御ユニット、印刷回路組立、電荷体ベルト若しくは電荷体ドラム、トナー貯蔵ユニット、トナー供給ユニット、現像剤貯蔵供給ユニット、現像ユニット、帯電除電ユニット又はクリーニングユニットのうち二以上を含むイオノグラフ方式の画像形成部

(j) (a)から(i)までに規定する物の組合せ

八四〇一・一〇一八四〇一・三〇

第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四〇一・一〇号から第八四〇一・三〇号までの各号の産品への第八四〇一・四〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四〇一・四〇

第八四〇一・四〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四〇二・一一一八四〇二・二〇

第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四〇二・一一号から第八四〇二・二〇号までの各号の産品への第八四〇二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四〇二・九〇

第八四〇二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四〇三・一〇

第八四〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四〇三・一〇号の産品への第八四〇三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四〇三・九〇

第八四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四〇四・一〇一八四〇四・二〇

第八四〇四・一〇号から第八四〇四・二〇号までの各号の産品への他の項の材料か

八四〇四・九〇 八四〇五・一〇	<p>らの変更又は、</p> <p>第八四〇四・一〇号から第八四〇四・二〇号までの各号の産品への第八四〇四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第八四〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第八四〇五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>第八四〇五・一〇号の産品への第八四〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
八四〇五・九〇 八四〇六・一〇―八四〇六・八二	<p>第八四〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号までの各号の産品への第八四〇六・一〇号から第八四〇六・八二号まで以外の号の材料からの変更</p>
八四〇六・九〇 八四〇七・一〇―八四〇七・二九	<p>第八四〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更</p> <p>域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇七・一〇号から第八四〇七・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇七・三二―八四〇七・三四 八四〇七・九〇	<p>域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇七・三二号から第八四〇七・三四号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇七・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
八四〇八・一〇	<p>域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇八・一〇号の産品への関</p>

八四〇八・二〇

八四〇八・九〇

八四〇九・一〇

八四〇九・九一―八四〇九・九九

八四一〇・一一―八四一〇・一三

八四一〇・九〇

八四一一・一一―八四一一・八二

税分類の変更を必要としない。）。

域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇八・二〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四〇八・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四〇九・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八四〇九・九一号から第八四〇九・九九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一〇・一一号から第八四一〇・一三号までの各号の産品への第八四一〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一一・一一号から第八四一一・八二号までの各号の産品への第八四一一・九一号から第八四一一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項

八四一一・九一―八四二一・九九	の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一二・一〇―八四二二・八〇	第八四一一・九一号から第八四一一・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一二・九〇	第八四一二・一〇号から第八四一二・八〇号までの各号の産品への第八四一二・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四一三・一一―八四一三・八二	第八四一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四一三・九一 八四一三・九二	第八四一三・一一号から第八四一三・八二号までの各号の産品への第八四一三・九一号から第八四一三・九二号までの材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四一三・九一号の産品への他の項の材料からの変更 第八四一三・九二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること(第八四一三・九二号の産品への関税分類の変更を必要としない)。

八四一四・一〇―八四一四・八〇

第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一四・一〇号から第八四一四・八〇号までの各号の産品への第八四一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一四・九〇

第八四一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四一四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一五・一〇―八四一五・八三

第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一五・一〇号から第八四一五・八三号までの各号の産品への第八四一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一五・九〇

第八四一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四一六・一〇―八四一六・三〇

第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一六・一〇号から第八四一六・三〇号までの各号の産品への第八四一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる



八四一六・九〇

八四一七・一〇―八四一七・八〇

八四一七・九〇

八四一八・一〇―八四一八・二一

八四一八・二二

八四一八・二九―八四一八・四〇

か否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一七・一〇号から第八四一七・八〇号までの各号の産品への第八四一七・九

〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四一八・一〇号から第八四一八・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一八・一〇号から第八四一八・二一号までの各号の産品への当該各号以外の

号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四一八・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一八・二二号の産品への第八四一八・九一号から第八四一八・九九号までの材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一八・二九号から第八四一八・四〇号までの各号の産品への当該各号以外の

八四一八・五〇―八四一八・六九

号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一八・五〇号から第八四一八・六九号までの各号の産品への第八四一八・九一―第九四一八・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一八・九一

第八四一八・九一―九一―九一の産品への他の号の材料からの変更

八四一八・九九

第八四一八・九九号の産品への他の項の材料からの変更

八四一九・一一―八四一九・八九

第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四一九・一一号から第八四一九・八九号までの各号の産品への第八四一九・九一―第九四一九・九九号の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四一九・九〇

第八四一九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四一九・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二〇・一〇

第八四二〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二〇・一〇号の産品への第八四二〇・九一―第九四二〇・九九号までの

八四二〇・九一―八四二〇・九九	材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・一一	第八四二〇・九一号から第八四二〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第八四二一・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一一号の産品への第八四二一・九一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・一二	第八四二一・一二号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一二号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・一九―八四二一・二三	第八四二一・一九号から第八四二一・二三号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第八四二一・一九号から第八四二一・二三号までの各号の産品への第八四二一・九一号から第八四二一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四二一・二九	第八四二一・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八四二一・二九号の産品への関

八四二二・三一―八四二二・三九

税分類の変更を必要としない。）。

第八四二一・三二一から第八四二一・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二一・三二一から第八四二一・三九号までの各号の産品への第八四二一・九一から第八四二一・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二二・九一

第八四二一・九一の産品への他の項の材料からの変更

八四二二・九九

第八四二一・九九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四二一・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四二二・一一

第八四二二・一一号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二二・一一号の産品への他の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二二・一九―八四二二・四〇

第八四二二・一九号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四二二・一九号から第八四二二・四〇号までの各号の産品への第八四二二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二三・九〇

第八四二二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四二三・一〇―八四二三・八九

第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四二三・九〇

第八四二三・一〇号から第八四二三・八九号までの各号の産品への第八四二三・九

〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二四・一〇―八四二四・八九

第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四二四・一〇―八四二四・八九

第八四二四・一〇号から第八四二四・八九号までの各号の産品への第八四二四・九

〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四二四・九〇

第八四二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四・二五―八四・二六

第八四・二五項から第八四・二六項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・三一項の材料からの変更を除く。）又は、

第八四・二五項から第八四・二六項までの各号の産品への第八四・三一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四・二七

第八四・二七項の産品への他の項の材料からの変更（第八四三一・二〇号の材料からの変更を除く。）又は、

八四・二八一八四・三〇

八四三二・一〇

八四三二・二〇

八四三二・三一―八四三二・三九

八四三二・四一―八四三二・四二

八四三二・四三―八四三二・四九

第八四・二七項の産品への第八四三一・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四・二八項から第八四・三〇項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・三一項の材料からの変更を除く。）又は、

第八四・二八項から第八四・三〇項までの各々の産品への第八四・三一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四三一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・一〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三一・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三一・三一号から第八四三一・三九号までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・三一号から第八四三一・三九号までの各々の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四三一・四一―号から第八四三一・四二号までの各々の産品への他の項の材料からの変更

第八四三一・四三―号から第八四三一・四九号までの各々の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四三二・一〇―八四三二・八〇

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四三一・四三号から第八四三一・四九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四三二・九〇

第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
第八四三二・一〇号から第八四三二・八〇号までの各号の産品への第八四三二・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三三・一一―八四三三・六〇

第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
第八四三三・一一号から第八四三三・六〇号までの各号の産品への第八四三三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三三・九〇

第八四三三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への第八四三四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三四・一〇―八四三四・二〇

第八四三四・一〇号から第八四三四・二〇号までの各号の産品への第八四三四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三四・九〇

第八四三四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四三五・一〇

第八四三五・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四三五・一〇号の産品への第八四三五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三五・九〇

第八四三五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四三六・一〇―八四三六・八〇

第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四三六・一〇号から第八四三六・八〇号までの各号の産品への第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三六・九一―八四三六・九九

第八四三六・九一号から第八四三六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八四三七・一〇―八四三七・八〇

第八四三七・一〇号から第八四三七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四三七・一〇号から第八四三七・八〇号までの各号の産品への第八四三七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四三七・九〇

第八四三七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四三八・一〇―八四三八・八〇

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か



八四三八・九〇

八四三九・一〇―八四三九・三〇

八四三九・九一―八四三九・九九

八四四〇・一〇

八四四〇・九〇

八四四一・一〇―八四四一・八〇

らの変更又は、

第八四三八・一〇号から第八四三八・八〇号までの各号の産品への第八四三八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四三八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四三九・一〇号から第八四三九・三〇号までの各号の産品への第八四三九・九一―第八四三九・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四三九・九一―第八四三九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四〇・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四四〇・一〇号の産品への第八四四〇・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四四〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四四一・九〇

八四四二・一〇―八四四二・三〇

八四四二・四〇―八四四二・五〇

八四四三・一一―八四四三・五九

第八四四一・一〇号から第八四四一・八〇号までの各号の産品への第八四四一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四四一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四四一・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四四二・一〇号から第八四四二・三〇号までの各号の産品への第八四四二・四〇号から第八四四二・五〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四四二・四〇号から第八四四二・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八四四三・一一号から第八四四三・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四四三・一一号から第八四四三・五九号までの各号の産品への第八四四三・六〇号から第八四四三・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四四三・六〇

第八四四三・六〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四四三・六〇号の産品への第八四四三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四四三・九〇

第八四四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八四・四四一八四・四七

第八四・四四項から第八四・四七項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八四・四八項の材料からの変更を除く。）又は、

第八四・四四項から第八四・四七項までの各項の産品への第八四・四八項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四四八・一一一八四四八・一九

第八四四八・一一号から第八四四八・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四四八・一一号から第八四四八・一九号までの各号の産品への第八四四八・二〇号から第八四四八・五九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四四八・二〇一八四四八・五九

第八四四八・二〇号から第八四四八・五九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

八四・四九

第八四・四九項の産品への他の項の材料からの変更

八四五〇・一一一八四五〇・二〇

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への他の項の材料か

八四五〇・九〇  
八四五一・一〇

八四五一・二一―八四五二・二九

八四五一・三〇―八四五二・八〇

八四五一・九〇  
八四五二・一〇―八四五二・三〇

らの変更又は、

第八四五〇・一一号から第八四五〇・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四五一・一〇号の産品への第八四五一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五一・二一号から第八四五一・二九号までの各号の産品への第八四五一・二一号から第八四五一・二九号まで以外の号の材料からの変更

第八四五一・三〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四五一・三〇号から第八四五一・八〇号までの各号の産品への第八四五一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五二・一〇号から第八四五二・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四五二・一〇号から第八四五二・三〇号までの各号の産品への第八四五二・四

八四五二・四〇―八四五二・九〇

八四五三・一〇―八四五三・八〇

八四五三・九〇

八四五四・一〇―八四五四・三〇

八四五四・九〇

八四五五・一〇―八四五五・二二

八四五五・三〇

○号から第八四五二・九〇号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五二・四〇号から第八四五二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四五三・一〇号から第八四五三・八〇号までの各号の産品への第八四五三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四五四・一〇号から第八四五四・三〇号までの各号の産品への第八四五四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四五四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号までの各号の産品への第八四五五・一〇号から第八四五五・二二号まで以外の号の材料からの変更

第八四五五・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四五五・九〇	第八四五五・三〇号の産品への第八四五五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・五六―八四・五八	第八四・五六項から第八四・五八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八四五九・一〇―八四五九・七〇	第八四五九・一〇号から第八四五九・七〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
八四・六〇―八四・六三	第八四五九・一〇号から第八四五九・七〇号までの各号の産品への当該各号以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四・六四	第八四・六〇項から第八四・六三項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更
八四・六五	第八四・六四項の産品への他の項の材料からの変更（第八四六六・九一号の材料からの変更を除く。）又は、 第八四・六四項の産品への第八四六六・九一号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第八四・六五項の産品への他の項の材料からの変更（第八四六六・九二号の材料からの変更を除く。）又は、

八四・六六

八四六七・一一―八四六七・九九

八四六八・一〇―八四六八・八〇

八四六八・九〇

八四六九・一一―八四七〇・九〇

第八四・六五項の産品への第八四六六・九二号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四・六六項の産品への他の項の材料からの変更

第八四六七・一一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四六七・一一号から第八四六七・九九号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四六八・一〇号から第八四六八・八〇号までの各号の産品への第八四六八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四六八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四六九・一一号から第八四七〇・九〇号までの各号の産品への当該各号の産品が属する項以外の項の材料からの変更（第八四・七三項の材料からの変更を除く。）又は、

第八四六九・一一号から第八四七〇・九〇号までの各号の産品への第八四・七三項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各号の産品が属する項以外の項の材料か

八四七二・一〇―八四七二・四一	らの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七一・四九	第八四七一・一〇号から第八四七一・四一号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(第八四七一・四九号の材料からの変更を除く。) 注釈 システムの一部として提示される各ユニットが原産品であるか否かについては、当該ユニットが個別に提示され及び適当な関税番号の下に分類されるものとして決定される。
八四七一・五〇―八四七一・九〇	第八四七一・五〇号から第八四七一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(第八四七一・四九号の材料からの変更を除く。)
八四・七二	第八四・七二項の産品への他の項の材料からの変更(第八四・七三項の材料からの変更を除く。)又は、
八四七三・一〇―八四七三・二九	第八四・七二項の産品への第八四・七三項の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
八四七三・三〇	第八四七三・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること(第八四七三・一〇号から第八四七三・二九号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。) 第八四七三・三〇号の印刷回路組立への第八四七三・三〇号の材料(印刷回路組立を除く。)若しくは他の号の材料からの変更、



第八四七三・三〇号の印刷回路組立の部分品若しくは附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）への第八四七三・三〇号の材料（印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、

第八四七三・三〇号の產品（印刷回路組立の部分品以外のものうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であつて、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものに限る。）への第八四七三・三〇号の材料（印刷回路組立の部分品以外のものうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であつて、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）若しくは他の号の材料からの変更、

第八四七三・三〇号の產品（印刷回路組立、印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）並びに印刷回路組立の部分品以外のものうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であつて、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・三〇号の產品（印刷回路組立、印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）並びに印刷回路組立の部分品以外のものうち、第八四七一・六〇号のプリンターの部分品であつて、この附属書の第八四類の注釈2に規定するものを除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。

第八四七三・四〇号の產品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・四〇号の產品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七三・五〇

第八四七三・五〇号の印刷回路組立への第八四七三・五〇号の材料（印刷回路組立を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、

第八四七三・五〇号の印刷回路組立の部分品若しくは附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）への第八四七三・五〇号の材料（印刷回路組立の部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）若しくは他の号の材料からの変更、

第八四七三・五〇号の産品（印刷回路組立並びにその部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七三・五〇号の産品（印刷回路組立並びにその部分品及び附属品（化粧板及び固定ラッチを含む。）を除く。）への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七四・一〇―八四七四・八〇

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四七四・一〇号から第八四七四・八〇号までの各号の産品への第八四七四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四七四・九〇

第八四七四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八四七四・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八四七五・一〇―八四七五・二九

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八四七五・九〇

八四七六・二一―八四七六・八九

八四七六・九〇

八四七七・一〇―八四七七・三〇

八四七七・四〇―八四七七・八〇

第八四七五・一〇号から第八四七五・二九号までの各号の産品への第八四七五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四七五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四七六・二一号から第八四七六・八九号までの各号の産品への第八四七六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四七六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四七七・一〇号から第八四七七・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四七七・一〇号から第八四七七・三〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四七七・四〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四七七・四〇号から第八四七七・八〇号までの各号の産品への第八四七七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八四七七・九〇  
八四七八・一〇

八四七八・九〇  
八四七九・一〇―八四七九・八九

八四七九・九〇  
八四・八〇  
八四八一・一〇―八四八一・八〇

八四八一・九〇  
八四八二・一〇―八四八二・八〇

第八四七七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四七八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
第八四七八・一〇号の産品への第八四七八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四七八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四七九・一〇号から第八四七九・八九号までの各号の産品への第八四七九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四七九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四・八〇項の産品への他の項の材料からの変更  
第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八四八一・一〇号から第八四八一・八〇号までの各号の産品への第八四八一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八四八一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か

	<p>らの変更又は、</p> <p>第八四八二・一〇号から第八四八二・八〇号までの各号の産品への第八四八二・九一号から第八四八二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八四八二・九一―八四八二・九九</p>	<p>第八四八二・九一号から第八四八二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>八四八三・一〇</p>	<p>第八四八三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
<p>八四八三・二〇</p>	<p>第八四八三・一〇号の産品への第八四八三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。</p>
<p>八四八三・三〇</p>	<p>第八四八三・二〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p>
<p>八四八三・四〇―八四八三・六〇</p>	<p>第八四八三・三〇号の産品への第八四八三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第八四八三・四〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への他の項の材料か</p>

八四八三・九〇  
八四・八四―八四・八五

らの変更又は、

第八四八三・四〇号から第八四八三・六〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

第八四八三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八四・八四項から第八四・八五項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更

第八五類 電気機器及びその部分品並びに録音機、音声再生機並びにテレビジョンの映像及び音声の記録

用又は再生用の機器並びにこれらの部分品及び附属品

注釈 テレビジョンユニット（他の機能を有する機器を組み合わせたものに限る。）が原産品であるか否かについては、当該テレビジョンユニットが単独のテレビジョン受像機である場合に適用される規則に従って決定する。

八五・〇一―八五・〇二

第八五・〇一項から第八五・〇二項までの各々の産品への当該各々以外の項の材料からの変更（第八五・〇三項の材料からの変更を除く。）又は、

第八五・〇一項から第八五・〇二項までの各々の産品への第八五・〇三項の材料か

八五・〇三

八五〇四・一〇―八五〇四・五〇

八五〇四・九〇

八五〇五・一一―八五〇五・三〇

八五〇五・九〇

八五〇六・一〇―八五〇六・八〇

らの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五・〇三項の産品への他の項の材料からの変更

第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五〇四・一〇号から第八五〇四・五〇号までの各号の産品への第八五〇四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五〇四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五〇五・一一号から第八五〇五・三〇号までの各号の産品への第八五〇五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五〇六・一〇号から第八五〇六・八〇号までの各号の産品への第八五〇六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五〇六・九〇

八五〇七・一〇―八五〇七・八〇

第八五〇六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五〇七・一〇号から第八五〇七・八〇号までの各号の産品への第八五〇七・九

〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五〇七・九〇

八五〇九・一〇―八五〇九・八〇

第八五〇七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五〇九・一〇号から第八五〇九・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五〇九・九〇

八五一一・一〇―八五一一・三〇

第八五〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一一・一〇号から第八五一一・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一一・一〇号から第八五一一・三〇号までの各号の産品への第八五一一・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五一一・九〇

八五一一・一〇―八五一一・八〇

第八五一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第八五一一・一〇号から第八五一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か





八五一四・九〇

八五一五・一一―八五二五・八〇

八五一五・九〇

八五一六・一〇―八五二六・二九

八五一六・三一

八五一六・三二

第八五一四・一〇号から第八五一四・四〇号までの各号の産品への第八五一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一五・一一号から第八五一五・八〇号までの各号の産品への第八五一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一六・一〇号から第八五一六・二九号までの各号の産品への第八五一六・八〇号若しくは他の項の材料からの変更又は、

第八五一六・一〇号から第八五一六・二九号までの各号の産品への第八五一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、第八五一六・八〇号又は当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一六・三一号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一六・三二号の産品への第八五一六・八〇号若しくは他の項の材料からの変更又は、

第八五一六・三二号の産品への第八五一六・九〇号の材料からの変更（この変更にか

八五一六・三三一八五二六・五〇

八五一六・六〇一八五二六・八〇

八五一六・九〇

八五一七・一一一八五二七・九〇

八五一八・一〇一八五二八・二一

加えて、第八五一六・八〇号又は当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一六・三三三号から第八五一六・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一六・三三三号から第八五一六・五〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一六・六〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一六・六〇号から第八五一六・八〇号までの各号の産品への第八五一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五一七・一一号から第八五一七・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一七・一一号から第八五一七・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一八・一〇号から第八五一八・二一号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

八五一八・二二

第八五一八・一〇号から第八五一八・二二号までの各号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一八・二二号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一八・二二号の産品への第八五一八・二九号若しくは第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五一八・二九

第八五一八・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一八・二九号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五一八・三〇

第八五一八・三〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一八・三〇号の産品への第八五一八・一〇号、第八五一八・二九号若しくは第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五一八・四〇―八五一八・五〇

第八五一八・四〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五一八・四〇号から第八五一八・五〇号までの各号の産品への第八五一八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる

八五一八・九〇

八五・一九―八五・二八

八五二九・一〇―八五二九・九〇

か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五一八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五・一九項から第八五・二八項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八五二九・一〇号から第八五二九・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五二九・一〇号から第八五二九・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五三〇・一〇―八五三〇・八〇

第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五三〇・一〇号から第八五三〇・八〇号までの各号の産品への第八五三〇・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八五三〇・九〇

八五三一・一〇

八五三一・二〇―八五三一・八〇

第八五三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三一・一〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三一・二〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五三一・二〇号から第八五三一・八〇号までの各号の産品への第八五三一・九

〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる

八五三二・九〇  
八五三二・一〇

八五三二・二一―八五三二・九〇

八五・三三―八五・三八

八五三九・一〇―八五三九・四九

八五三九・九〇

八五四〇・一一―八五四〇・一二

か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五三二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五三二・一〇号の産品への第八五三二・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五三二・二一号から第八五三二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八五・三三項から第八五・三八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五三九・一〇号から第八五三九・四九号までの各号の産品への第八五三九・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五三九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五四〇・一一号から第八五四〇・一二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五四〇・一一号から第八五四〇・一二号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか

八五四〇・二〇―八五四〇・九九

八五四一・一〇―八五四二・九〇

八五四三・一一―八五四三・八九

八五四三・九〇

八五四四・一一―八五四四・六〇

否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五四〇・二〇号から第八五四〇・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第八五四一・一〇号から第八五四二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第八五四三・一一号から第八五四三・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八五四三・一一号から第八五四三・八九号までの各号の産品への第八五四三・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第八五四三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号まで以外の号の材料からの変更(第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項又は第七六・一四項の材料からの変更を除く。)又は、第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までの各号の産品への第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号までのうちの当該各号以外の号、第七四・〇八項、第七四・一三項、第七六・〇五項若しくは第七六・一四項の材料からの変更(この変更に加えて、第八五四四・一一号から第八五四四・六〇号まで以外の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八五四四・七〇

第八五四四・七〇号の産品への他の号の材料からの変更（第七〇・〇二項又は第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。）又は、

第八五四四・七〇号の産品への第七〇・〇二項若しくは第九〇・〇一項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の号の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八五・四五―八五・四八

第八五・四五項から第八五・四八項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第一七部 車両、航空機、船舶及び輸送機器関連品（第八六類から第八九類まで）

第八六類 鉄道用又は軌道用の機関車及び車両並びにこれらの部分品、鉄道又は軌道の線路用装備品及び

その部分品並びに機械式交通信号用機器（電気機械式のものを含む。）

八六・〇一―八六・〇六

第八六・〇一項から第八六・〇六項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（第八六・〇七項の材料からの変更を除く。）又は、

第八六・〇一項から第八六・〇六項までの各項の産品への第八六・〇七項の材料からの変更（この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八六・〇七

第八六・〇七項の産品への他の項の材料からの変更又は、



第八七類 鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品及び附属品

<p>八六・〇八一八六・〇九</p>	<p>域内原産割合が五十パーセント以上であること（第八六・〇七項の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第八六・〇八項から第八六・〇九項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更</p>
<p>八七・〇一一八七・〇二</p> <p>八七・〇三・一〇</p> <p>八七・〇三・二一一八七・〇三・九〇</p> <p>八七・〇四一八七・〇七</p> <p>八七・〇八・一〇</p>	<p>第八七・〇一項から第八七・〇二項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。</p> <p>第八七・〇三・一〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第八七・〇三・二一號から第八七・〇三・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。</p> <p>第八七・〇四項から第八七・〇七項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。</p> <p>第八七・〇八・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、</p> <p>第八七・〇八・一〇号の産品への第八七・〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。</p>

八七〇八・二一

第八七〇八・二二号の産品への他の項の材料からの変更（第五八・〇六項、第六三・〇七項又は第七三類の材料からの変更を除く。）又は、

第八七〇八・二二号の産品への第五八・〇六項、第六三・〇七項、第七三類若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・二九

第八七〇八・二九号の産品への他の項の材料からの変更又は、  
域内原産割合が六十五パーセント以上であること（第八七〇八・二九号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八七〇八・三一

第八七〇八・三一号の産品への他の項の材料からの変更（第六八・一三項の材料からの変更を除く。）又は、

第八七〇八・三一号の産品への第六八・一三項、第八七〇八・三九号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・三九

第八七〇八・三九号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一一項の材料からの変更を除く。）又は、

第八七〇八・三九号の産品への第四〇・一一項、第八七〇八・三一号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であるこ

八七〇八・四〇一八七〇八・八〇

と。  
第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八七〇八・四〇号から第八七〇八・八〇号までの各号の産品への第八七〇八・九号の材料からの変更（この変更に加えて、他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・九一

第八七〇八・九一号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が四十パーセント以上であること（第八七〇八・九一号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

八七〇八・九二

第八七〇八・九二号の産品への他の項の材料からの変更（第七三類又は第八四二一・三九号の材料からの変更を除く。）又は、

第八七〇八・九二号の産品への第七三類、第八四二一・三九号若しくは第八七〇八・九九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・九三一八七〇八・九四

第八七〇八・九三号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八七〇八・九三号から第八七〇八・九四号までの各号の産品への第八七〇八・九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるかを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇八・九九

第八七〇八・九九号の産品への他の項の材料からの変更（第四〇・一一項の材料か

八七〇九・一一一八七〇九・一九

らの変更を除く。)又は、

域内原産割合が六十五パーセント以上であること(第八七〇八・九九号の産品への関税分類の変更を必要としない。)

第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第八七〇九・一一号から第八七〇九・一九号までの各号の産品への第八七〇九・九〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。

八七〇九・九〇

第八七〇九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

八七・一〇

第八七・一〇項の産品への他の項の材料からの変更

八七・一一一八七・一三

第八七・一一項から第八七・一三項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更(第八七・一四項の材料からの変更を除く。)又は、

第八七・一一項から第八七・一三項までの各号の産品への第八七・一四項の材料からの変更(この変更に加えて、当該各項以外の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。)及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

八七・一四

第八七・一四項の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること(第八七・一四項の産品への関税分類の変更を必要としない。)

八七・一五

第八七・一五項の産品への他の項の材料からの変更

八七一六・一〇一八七二六・八〇

第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か

八七一六・九〇

らの変更又は、  
第八七一六・一〇号から第八七一六・八〇号までの各号の産品への第八七一六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が六十五パーセント以上であること。  
第八七一六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第八八類 航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品

八八〇一・一〇一八八〇三・九〇

第八八〇一・一〇号から第八八〇三・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

八八・〇四一八八・〇五

第八八・〇四項から第八八・〇五項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

第八九類 船舶及び浮き構造物

八九・〇一一八九・〇二

第八九・〇一項から第八九・〇二項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、

第八九・〇一項から第八九・〇二項までの各々の産品への当該各項以外の項の材料

<p>八九・〇三</p>	<p>からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八九・〇四―八九・〇五</p>	<p>第八九・〇三項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>
<p>八九・〇六―八九・〇八</p>	<p>第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、第八九・〇四項から第八九・〇五項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p>

第一八部 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器、医療用機器、時計及び楽

器並びにこれらの部分品及び附属品（第九〇類から第九二類まで）

第九〇類 光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこ

れらの部分品及び附属品

注釈 この類の産品については、これらの産品に含まれ得る第八四・七一項の自動データ処理

機械若しくはこれを構成するユニット又は第八四・七三項の自動データ処理機械の部分品及び附属品が原産品であるか否かを考慮することなく、原産品であるか否かを決定する。

九〇〇一・一〇一九〇〇一・九〇	第九〇〇一・一〇号から第九〇〇一・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇・〇二	第九〇〇一・一〇号から第九〇〇一・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九〇〇三・一一一九〇〇三・一九	第九〇・〇二項の産品への他の項の材料からの変更（第九〇・〇一項の材料からの変更を除く。）
九〇〇三・九〇	第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
九〇・〇四	第九〇〇三・一一号から第九〇〇三・一九号までの各号の産品への第九〇〇三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第九〇〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
	第九〇・〇四項の産品への他の類の材料からの変更又は、
	第九〇・〇四項の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の

九〇〇五・一〇―九〇〇五・八〇

類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第九〇〇五・一〇号から第九〇〇五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇〇五・一〇号から第九〇〇五・八〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇〇五・九〇

第九〇〇五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇〇六・一〇―九〇〇六・五二

第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・五二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇〇六・一〇号から第九〇〇六・五二号までの各号の産品への第九〇〇六・九一号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇〇六・五三

第九〇〇六・五三号の産品への他の号の材料からの変更

第九〇〇六・五九号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇〇六・五九号から第九〇〇六・六九号までの各号の産品への第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。



九〇〇六・九一―九〇〇六・九九

九〇〇七・一一―九〇〇七・二〇

九〇〇七・九一―九〇〇七・九二

九〇〇八・一〇―九〇〇八・四〇

九〇〇八・九〇

九〇〇九・一一―九〇〇九・三〇

第九〇〇六・九一号から第九〇〇六・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇〇七・一一号から第九〇〇七・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更

第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

域内原産割合が五十パーセント以上であること（第九〇〇七・九一号から第九〇〇七・九二号までの各号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇〇八・一〇号から第九〇〇八・四〇号までの各号の産品への第九〇〇八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第九〇〇八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇〇九・一一号から第九〇〇九・三〇号までの各号の産品への第九〇〇九・九一号から第九〇〇九・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇〇九・九一―九〇〇九・九九	
九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇	
九〇一〇・九〇	
九〇一一・一〇―九〇一一・八〇	
九〇一一・九〇	
九〇一二・一〇	
九〇一二・九〇	
九〇一三・一〇―九〇一三・八〇	

第九〇〇九・九一―九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更	第九〇〇九・九一―九〇〇九・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
第九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	第九〇一〇・一〇―九〇一〇・六〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第九〇一〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第九〇一一・一〇―九〇一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、	第九〇一一・一〇―九〇一一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、
第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第九〇一一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第九〇一二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、	第九〇一二・一〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、
第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更	第九〇一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更
第九〇一三・一〇―九〇一三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更	第九〇一三・一〇―九〇一三・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

<p>九〇一三・九〇 九〇一四・一〇―九〇一四・八〇</p>	<p>らの変更又は、 第九〇一三・一〇号から第九〇一三・八〇号までの各号の産品への第九〇一三・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一四・一〇号から第九〇一四・八〇号までの各号の産品への第九〇一四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、 第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への第九〇一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇一四・九〇 九〇一五・一〇―九〇一五・八〇</p>	<p>第九〇一五・一〇号から第九〇一五・八〇号までの各号の産品への第九〇一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九〇一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、 域内原産割合が五十パーセント以上であること（第九〇一五・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p>
<p>九〇・一六</p>	<p>第九〇・一六項の産品への他の項の材料からの変更</p>

九〇一七・一〇一九〇一七・八〇

第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇一七・一〇号から第九〇一七・八〇号までの各号の産品への第九〇一七・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇一七・九〇

第九〇一七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇一八・一一一九〇一八・二〇

第九〇一八・一一号から第九〇一八・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇一八・一一号から第九〇一八・二〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇一八・三二一九〇一八・三九

第九〇一八・三二号から第九〇一八・三九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

九〇一八・四二一九〇一八・九〇

第九〇一八・四一号から第九〇一八・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇一八・四一号から第九〇一八・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇・一九一九〇・二二

第九〇・一九項から第九〇・二二項までの各号の産品への当該各項以外の項の材料からの変更

九〇二二・一二一九〇二二・九〇

第九〇二二・一二号から第九〇二二・九〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二二・一二号から第九〇二二・九〇号までの各号の産品への当該各号以外の号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇・二三

第九〇・二三項の産品への他の項の材料からの変更

九〇二四・一〇一九〇二四・八〇

第九〇二四・一〇号から第九〇二四・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二四・一〇号から第九〇二四・八〇号までの各号の産品への第九〇二四・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇二四・九〇

第九〇二四・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇二五・一一一九〇二五・八〇

第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二五・一一号から第九〇二五・八〇号までの各号の産品への第九〇二五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇二五・九〇

第九〇二五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

九〇二六・一〇一九〇二六・八〇

第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

九〇二六・九〇

九〇二七・一〇―九〇二七・八〇

第九〇二六・一〇号から第九〇二六・八〇号までの各号の産品への第九〇二六・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第九〇二六・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二七・一〇号から第九〇二七・八〇号までの各号の産品への第九〇二七・九

〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇二七・九〇

九〇二八・一〇―九〇二八・三〇

第九〇二七・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二八・一〇号から第九〇二八・三〇号までの各号の産品への第九〇二八・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九〇二八・九〇

九〇二九・一〇―九〇二九・二〇

第九〇二八・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九〇二九・一〇号から第九〇二九・二〇号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九〇二九・一〇号から第九〇二九・二〇号までの各号の産品への第九〇二九・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる

九〇二九・九〇

九〇三〇・一〇―九〇三〇・八九

か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第九〇二九・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更又は、

九〇三〇・九〇

九〇三一・一〇―九〇三一・八〇

第九〇三〇・一〇号から第九〇三〇・八九号までの各号の産品への第九〇三〇・九  
〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる  
か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第九〇三〇・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への他の項の材料か  
らの変更又は、

九〇三一・九〇

九〇三二・一〇―九〇三二・八九

第九〇三一・一〇号から第九〇三一・八〇号までの各号の産品への第九〇三一・九  
〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる  
か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第九〇三一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更  
第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への他の項の材料か  
らの変更又は、

九〇三二・九〇

第九〇三二・一〇号から第九〇三二・八九号までの各号の産品への第九〇三二・九  
〇号の材料からの変更(この変更に加えて、当該他の項の材料からの変更が行われる  
か否かを問わない。) 及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。  
第九〇三二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更又は、

第九一類 時計及びその部分品

<p>九〇・三三三</p>	<p>域内原産割合が四十パーセント以上であること（第九〇三二・九〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。</p> <p>第九〇・三三三項の産品への他の項の材料からの変更</p>
<p>九一・〇一―九一・〇七</p> <p>九一・〇八―九一・一〇</p> <p>九一・一〇―九一・一一・八〇</p> <p>九一・一一・九〇</p> <p>九一・一二・二〇</p>	<p>第九一・〇一項から第九一・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、</p> <p>第九一・〇一項から第九一・〇七項までの各項の産品への第九一・一四項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第九一・〇八項から第九一・一〇項までの各項の産品への当該各項以外の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第九一・一一・一〇号から第九一・一一・八〇号までの各号の産品への第九一・一一・九〇号又は他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。</p> <p>第九一・一二・二〇号の産品への第九一・一二・九〇号又は他の項の材料からの変更及び</p>



九二・一二・九〇	び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一・一三	第九一・一二・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
九一・一四	第九一・一三項の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。
	第九一・一四項の産品への他の項の材料からの変更

第九二類 楽器並びにその部分品及び附属品

九二・〇一―九二・〇八	第九二・〇一項から第九二・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
九二・〇九	又は、 第九二・〇一項から第九二・〇八項までの各項の産品への第九二・〇九項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更

第一九部 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品（第九三類）

第九三類 武器及び銃砲弾並びにこれらの部分品及び附属品

九三・〇一―九三・〇四

第九三・〇一項から第九三・〇四項までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、

第九三・〇一項から第九三・〇四項までの各々の産品への第九三・〇五項の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九三・〇五

第九三・〇五項の産品への他の項の材料からの変更

九三・〇六―九三・〇七

第九三・〇六項から第九三・〇七項までの各々の産品への他の類の材料からの変更

## 第二〇部 雑品（第九四類から第九六類まで）

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇一・一〇―九四〇一・八〇

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各々の産品への他の類の材料からの変更又は、

第九四〇一・一〇号から第九四〇一・八〇号までの各々の産品への第九四〇一・九

九四〇一・九〇

九四・〇二

九四〇三・一〇―九四〇三・八〇

九四〇三・九〇

九四〇四・一〇―九四〇四・三〇

九四〇四・九〇

九四〇五・一〇―九四〇五・六〇

○号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われる  
か否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第九四〇一・九〇号の産品への他の項の材料からの変更及び域内原産割合が五十  
パーセント以上であること。

第九四・〇二項の産品への他の類の材料からの変更

第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更又は、

第九四〇三・一〇号から第九四〇三・八〇号までの各号の産品への第九四〇三・九  
○号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われる  
か否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

第九四〇三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更

第九四〇四・一〇号から第九四〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更

第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五〇・〇七項、第五  
一・一一項から第五一・一三項まで、第五二・〇八項から第五二・一二項まで、第五  
三・〇九項から第五三・一一項まで、第五四・〇七項から第五四・〇八項まで又は第  
五五・一二項から第五五・一六項までの材料からの変更を除く。）

第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への他の類の材料か  
らの変更又は、

第九四〇五・一〇号から第九四〇五・六〇号までの各号の産品への第九四〇五・九

第九五類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品

<p>九四〇五・九一一九四〇五・九九 九四・〇六</p>	<p>一号から第九四〇五・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 第九四〇五・九一号から第九四〇五・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 第九四・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第七二類又は第七三類の材料からの変更を除く。）</p>
----------------------------------	--

<p>九五・〇一 九五〇二・一〇</p>	<p>九五・〇一項の産品への他の類の材料からの変更 九五〇二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更又は、 九五〇二・一〇号の産品への九五〇二・九一号から九五〇二・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 九五〇二・九一号から九五〇二・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更 九五・〇三―九五・〇五 九五〇六・一一―九五〇六・二九</p>
<p>九五・〇三―九五・〇五 九五〇六・一一―九五〇六・二九</p>	<p>九五・〇三項から九五・〇五項までの各号の産品への他の類の材料からの変更 九五〇六・一一号から九五〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料か</p>

九五〇六・三一

らの変更

九五〇六・三二一の産品への他の類の材料からの変更又は、

九五〇六・三二一の産品への九五〇六・三九号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九五〇六・三二一九五〇六・九九

らの変更

九五〇六・三二二から九五〇六・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更  
九五〇七一九五〇八

九五〇七項から九五〇八項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

## 第九六類 雑品

九六・〇一九六・〇五

九六〇六・一〇

九六〇六・二一九六〇六・二九

らの変更又は、

九六・〇一から九六・〇五項までの各号の産品への他の類の材料からの変更  
九六〇六・一〇号の産品への他の類の材料からの変更  
九六〇六・二二一から九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、  
九六〇六・二二一から九六〇六・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更

〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九六〇六・三〇

九六〇六・三〇号の産品への他の項の材料からの変更

九六〇七・一一―九六〇七・一九

第九六〇七・一一号から第九六〇七・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第九六〇七・一一号から第九六〇七・一九号までの各号の産品への第九六〇七・二〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九六〇七・二〇

第九六〇七・二〇号の産品への他の項の材料からの変更

九六〇八・一〇―九六〇八・四〇

第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第九六〇八・一〇号から第九六〇八・四〇号までの各号の産品への第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。

九六〇八・五〇

域内原産割合が九十パーセント以上であること（第九六〇八・五〇号の産品への関税分類の変更を必要としない。）。

九六〇八・六〇―九六〇八・九九

第九六〇八・六〇号から第九六〇八・九九号までの各号の産品への他の項の材料からの変更

九六・〇九―九六・一二

第九六・〇九項から第九六・一二項までの各号の産品への他の類の材料からの変更

九六一三・一〇―九六一三・八〇

第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、

第九六一三・一〇号から第九六一三・八〇号までの各号の産品への第九六一三・九

<p>九六一三・九〇 九六・一四 九六一五・一一―九六一五・一九</p>	<p>○号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 九六一三・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 九六・一四項の産品への他の項の材料からの変更 九六一五・一一号から九六一五・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更又は、 九六一五・一一号から九六一五・一九号までの各号の産品への九六一五・九〇号の材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が五十パーセント以上であること。 九六一五・九〇号の産品への他の項の材料からの変更 九六・一六項から九六・一八項までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
--	--

第二一部 美術品、収集品及びこつとう（第九七類）

第九七類 美術品、収集品及びこつとう

<p>九七・〇一―九七・〇六</p>	<p>第九七・〇一項から第九七・〇六項までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	--